

## 第1回智頭町議会定例会会議録

平成27年3月6日開議

### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 町長の提案理由の説明
- 第 5. 議案第23号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 6. 議案第24号 智頭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 第 7. 議案第25号 智頭町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 第 8. 議案第26号 智頭町行政手続条例の一部改正について
- 第 9. 議案第27号 早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の一部改正について
- 第10. 議案第28号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第11. 議案第29号 智頭町教育施設整備基金条例の一部改正について
- 第12. 議案第30号 智頭町社会教育委員条例の一部改正について
- 第13. 議案第31号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正について
- 第14. 議案第32号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 第15. 議案第33号 智頭町介護保険条例の一部改正について
- 第16. 議案第34号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び智頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第17. 議案第35号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

て

- 第18. 議案第36号 智頭町クリーンセンターの設置及び管理に関する条例の  
廃止について
- 第19. 議案第37号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第20. 議案第38号 第7次智頭町老人福祉計画・第6期智頭町介護保険事業  
計画の策定について
- 第21. 議案第39号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭温水  
プール）
- 第22. 議案第40号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町老  
人福祉センター）
- 第23. 議案第41号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町農  
業団地センター）
- 第24. 議案第42号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立  
智頭町総合案内所）
- 第25. 議案第43号 公の施設における指定管理者の指定について（国重要文  
化財石谷家住宅）
- 第26. 議案第44号 公の施設における指定管理者の指定について（旧塩屋出  
店及び西河克己映画記念館）
- 第27. 議案第45号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町消  
防団本町分団屯所）
- 第28. 議案第 3号 平成27年度智頭町一般会計予算
- 第29. 議案第 4号 平成27年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第30. 議案第 5号 平成27年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第31. 議案第 6号 平成27年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予  
算
- 第32. 議案第 7号 平成27年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第33. 議案第 8号 平成27年度智頭町公共下水道事業特別会計予算
- 第34. 議案第 9号 平成27年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第35. 議案第10号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第36. 議案第11号 平成27年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第37. 議案第12号 平成27年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算

- 第 38. 議案第 13 号 平成 27 年度智頭町水道事業会計予算
- 第 39. 議案第 14 号 平成 27 年度智頭町病院事業会計予算
- 第 40. 議案第 15 号 平成 26 年度智頭町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 第 41. 議案第 16 号 平成 26 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 3 号)
- 第 42. 議案第 17 号 平成 26 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補  
正予算 (第 1 号)
- 第 43. 議案第 18 号 平成 26 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第 5 号)
- 第 44. 議案第 19 号 平成 26 年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第 4 号)
- 第 45. 議案第 20 号 平成 26 年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 第 46. 議案第 21 号 平成 26 年度智頭町水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- 第 47. 議案第 22 号 平成 26 年度智頭町病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 48. 議案第 46 号 工事請負契約の締結についての一部変更について
- 第 49. 議案第 47 号 工事請負契約の締結についての一部変更について
- 第 50. 議案第 48 号 工事請負契約の締結についての一部変更について
- 第 51. 議案第 49 号 工事請負契約の締結についての一部変更について
- 第 52. 陳情について

## 1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 町長の提案理由の説明
- 第 5. 議案第 23 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正  
する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制  
定について
- 第 6. 議案第 24 号 智頭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに  
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支

- 援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 第 7. 議案第 25 号 智頭町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 第 8. 議案第 26 号 智頭町行政手続条例の一部改正について
- 第 9. 議案第 27 号 早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の一部改正について
- 第 10. 議案第 28 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 11. 議案第 29 号 智頭町教育施設整備基金条例の一部改正について
- 第 12. 議案第 30 号 智頭町社会教育委員条例の一部改正について
- 第 13. 議案第 31 号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正について
- 第 14. 議案第 32 号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 第 15. 議案第 33 号 智頭町介護保険条例の一部改正について
- 第 16. 議案第 34 号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び智頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 17. 議案第 35 号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 18. 議案第 36 号 智頭町クリーンセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 第 19. 議案第 37 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 20. 議案第 38 号 第 7 次智頭町老人福祉計画・第 6 期智頭町介護保険事業計画の策定について
- 第 21. 議案第 39 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭温水プール）
- 第 22. 議案第 40 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町老人福祉センター）
- 第 23. 議案第 41 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町農業団地センター）
- 第 24. 議案第 42 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立

智頭町総合案内所)

- 第25. 議案第43号 公の施設における指定管理者の指定について (国重要文化財石谷家住宅)
- 第26. 議案第44号 公の施設における指定管理者の指定について (旧塩屋出店及び西河克己映画記念館)
- 第27. 議案第45号 公の施設における指定管理者の指定について (智頭町消防団本町分団屯所)
- 第28. 議案第 3号 平成27年度智頭町一般会計予算
- 第29. 議案第 4号 平成27年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第30. 議案第 5号 平成27年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第31. 議案第 6号 平成27年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第32. 議案第 7号 平成27年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第33. 議案第 8号 平成27年度智頭町公共下水道事業特別会計予算
- 第34. 議案第 9号 平成27年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第35. 議案第10号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第36. 議案第11号 平成27年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第37. 議案第12号 平成27年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第38. 議案第13号 平成27年度智頭町水道事業会計予算
- 第39. 議案第14号 平成27年度智頭町病院事業会計予算
- 第40. 議案第15号 平成26年度智頭町一般会計補正予算 (第8号)
- 第41. 議案第16号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)
- 第42. 議案第17号 平成26年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第1号)
- 第43. 議案第18号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算 (第5号)
- 第44. 議案第19号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第4号)
- 第45. 議案第20号 平成26年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

- 第46. 議案第21号 平成26年度智頭町水道事業会計補正予算(第4号)
- 第47. 議案第22号 平成26年度智頭町病院事業会計補正予算(第2号)
- 第48. 議案第46号 工事請負契約の締結についての一部変更について
- 第49. 議案第47号 工事請負契約の締結についての一部変更について
- 第50. 議案第48号 工事請負契約の締結についての一部変更について
- 第51. 議案第49号 工事請負契約の締結についての一部変更について
- 第52. 陳情について

1. 会議に出席した議員(12名)

1番 大河原 昭 洋	2番 高 橋 達 也
3番 大 藤 克 紀	4番 岩 本 富美男
5番 中 野 ゆかり	6番 平 尾 節 世
7番 岸 本 眞一郎	8番 徳 永 英太郎
9番 石 谷 政 輝	10番 酒 本 敏 興
11番 南 肇	12番 谷 口 雅 人

1. 会議に欠席した議員(なし)

1. 会議に出席した説明員(17名)

町 長	寺 谷 誠一郎
副 町 長	金 児 英 夫
教 育 長	長 石 彰 祐
病 院 事 業 管 理 者	安 藤 嘉 美
総 務 課 長	葉 狩 一 樹
企 画 課 長	岡 田 光 弘
税 務 住 民 課 長	矢 部 整
教 育 課 長	西 沖 和 己
地 域 整 備 課 長	安 藤 充 憲
山 村 再 生 課 長	上 月 光 則
地 籍 調 査 課 長	草 刈 英 人
福 祉 課 長	國 政 昭 子

税務住民課参事兼水道課長	藤 森 啓 次
福 祉 課 参 事	江 口 礼 子
福 祉 課 参 事	小 谷 い ず 美
会 計 課 長	寺 坂 英 之
病 院 事 務 次 長	寺 谷 和 幸

1. 会議に出席した事務局職員（3名）

事 務 局 長	河 村 実 則
書 記	塚 越 奈 緒 子
書 記	森 本 宝

開 会 午 前 1 0 時 3 0 分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。定数に達しておりますので、平成27年第1回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、岸本眞一郎議員、8番、徳永英太郎議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの13日間にしたいと思います。

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの13日間に決定しました。

### 日程第3. 諸般の報告

○議長(谷口雅人) 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成27年2月分の例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますので、ご了承ください。

次に、今期定例会の説明員につきましては、2月27日付をもって町長並びに教育長に出席の要求をしております。

次に、前臨時会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただき、議会活動、また、議員活動に資していただければと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

### 日程第4. 町長の提案理由の説明

### 日程第5. 議案第23号から日程51. 議案第49号まで 47案一括上程

○議長(谷口雅人) 日程第4、町長提出議案の上程、議案第3号 平成27年度智頭町一般会計予算から、議案第49号 工事請負契約の締結についての一部変更についてまでの47議案を一括して議題とします。

町長に、提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長(寺谷誠一郎) 本日ここに第1回定例町議会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、まことにありがとうございます。

諸議案の説明に先立ちまして、平成27年度に臨む私の所信の一端を申し述べ、本議会を通じ、住民皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

さて、我が国の経済は国の経済財政対策により、バブル経済崩壊後の失われた20年と言われた長期にわたる景気低迷からようやく脱却しつつあり、景気は緩やかに回復しているとされております。

しかしながら、これが好循環しているという状況にはなく、また、その効果が地方にまで浸透しているとは言えない状況にあります。私たちがやらなければならないことは、まず地域の活性化を図り、地域に元気を取り戻すことであります。

一方、平成27年度から国が重点施策に掲げる地方創生の取り組みが全国の自治体において一斉に動き出すこととなり、既に先行した取り組みが行われているところでありますが、本町におきましても他に先んじて始動しなければなりません。

このような中、平成27年度の地方財政計画では、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税は昨年度に比べ減額となっておりますが、地方が地方創生に組みつつ安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について地方創生のための財源等を上乘せして、平成26年度の水準を相当程度上回る額を確保することとされているところであります。

本町においては、自主財源である町税のうち収益増に伴う法人税は微増を見込むものの、評価替えに伴う固定資産税の減収など一般財源の確保が困難となる一方、義務的経費は累増するほか、新たな行政課題への対応など、なお厳しい状況が続いています。

しかしながら、このような財政状況にあっても、町制施行101年目を迎えた今日、次の100年へと将来を見通し、本町が取り組むべき諸課題に新たな発想で積極的に対応していかなければなりません。

政府は昨年12月、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと、これを実現するために今後5カ年の目標や施策の基本的な方向を示した、まち・ひと・しごと創生総合戦略を取りまとめました。

この中では、世界に類を見ないスピードで進行している人口減少・超高齢社会の原因を少子化と東京への一極集中としており、結婚から出産、子育てまでの切れ目のない支援や、都市部から地方へ移転しやすい環境づくりを掲げています。あわせて、中長期的視野に立って取り組むため具体的な施策をまとめた地方版総合戦略の早期策定を要請しているところであります。

地方創生という新たな国づくりのもと、いよいよ地方・田舎の生き残りをかけたまちづくりが始まろうとしています。本町のような一地方の小さな自治体が今日まで築いてきたまちづくりこそが、地方創生という大きな役割を担うものであると考えます。

これからの国づくりの礎は地方であり、この智頭町であると考えます。

お待たせしました。いよいよ田舎の出番です。

従来の要求型から脱却し、住民の皆様と行政と一緒に汗を流す提案型を基本に、住民と行政が協働し住民自治力を高め、都市部で抱えるさまざまな課題に対して、子育てやメンタルヘルスなど一定の解決策を示す受け皿としての役割を果たすべく、さらなるまちづくりに邁進していきます。

このような考えのもと編成しました平成27年度一般会計予算は、統合保育園整備を初め、消防団拠点施設の整備及び消防ポンプの更新、社会資本整備総合交付金事業を活用した道路・橋梁整備、さらには移住定住促進対策、林業振興、森林セラピー事業の拡充などを重点に、教育環境の整備、安全・安心で住みよいまちづくりの推進、地方創生関連施策など計上したところでありますが、中学校改築事業が完了したことにより、予算総額は前年度比7億7,000万円、10パーセント減の69億1,600万円となりました。

そこで、平成27年度予算編成に当たっての基本姿勢であります。私は町長就任以来、疲弊した世の中にあって、地方の時代、田舎のよさが見直される時が必ずやってくると信じ、低迷する林業と農業にあえて光を当て、訪れる人が癒やされるまちを目指して、「みどりの風が吹く疎開のまち 智頭」をまちの表札として掲げ、「林業・農業を軸とした町民が主役の魅力あふれる元気なまち」を将来像に、諸施策に取り組んでいるところであります。

いつも申し上げているとおり、国の根幹を支える林業・農業を基軸とした町民が主役のまちづくりについては、姿勢を変えることなく新年度も引き続き取り組みたいと考えております。

まず、本町の将来を担う子どもたちの教育環境の整備につきましては、長年の懸案でありました中学校改築事業が完了し、4月には竣工式をとり行うこととしております。新年度からは保育園の一園化に着手し、平成28年度末には統合保育園を整備することとしています。

また、「子ども達がまちを救う」をテーマのもと、今年の百人委員会において、

本町の将来を担う智頭中学校・智頭農林高等学校の生徒による、まちづくりの企画提案が発表され、今後、この提案を町政に反映し、ひいては若い力が地方創生を智頭町から発信できるよう取り組んでいきます。

続きまして、林業では、森林資源が充実しつつある中、国産材利用の拡大等により国産材の安定供給への期待が高まるなど、追い風とも言える状況も見られる一方、木材価格の低迷、長期的な林業採算性の悪化等を背景として、林業生産活動は依然として停滞を続けています。

このような状況を改善するため、森林経営計画の策定を確実に進めていくとともに、400年以上の伝統を持つ林業地として、みずからの山をみずからの手で持続的に維持管理する、「地域に根ざした小規模分散型自伐林業システム」の構築を推進します。

あわせて、間伐がおくれた森林整備を一層推進するため森林所有者の負担軽減を図るとともに、間伐材の搬出を促進するため作業道整備に係る事業主体の負担軽減を、さらには林業用機械の導入などを継続支援し、低コスト林業・原木の安定供給を推進します。

また、智頭材の需要拡大に向け、木育の推進など新たな取り組みを行うとともに、自伐林家を中心とした間伐材の搬出促進と、地域通貨の流通による商店街活性化への支援を継続し、地域材の活用を推進します。

農業では、農地中間管理機構の整備、経営所得安定対策の見直し、日本型直接支払制度の創設など、新たな農業改革により、本町農業においても新たな地域の担い手への農地の集積が始まるとともに、日本型直接支払い制度への参加集落が増加するなどの効果があらわれておりますが、今後も、より積極的に新規就農者の確保育成や、中心的担い手及び集落営農組織の育成支援に取り組み、農業従事者の減少と高齢化という大きな課題に対処してまいります。

あわせて、耕作放棄地の再生事業に加え、引き続き有害鳥獣の駆除及び被害防止施設設置への支援のほか、環境保全型農業への取り組みを行うなど、農業生産活動を維持するとともに農業経営の質的向上にも取り組みます。

次に、交流推進につきましては、森林資源を生かした森林セラピーについて、新たなセラピーロードの整備、セラピー効果の見える化などを積極的に推進し、町民はもとより町外、県外からの誘客を強化するとともに、民泊を含めた地域交流の拡大に取り組みます。

特に森林セラピーにおいては、メンタルヘルスプログラムをより身近に体感できるシステムを構築し、都市部在住者、企業の利用を積極的に働きかけ、誘客や企業の福利厚生等への利用につなげていきたいと考えています。科学的裏づけ及び効果の見える化を追求する全国唯一の森林セラピー基地として、日本一の森林セラピー基地を目指します。

また、引き続き町内で生産される農産物を安全・安心な特産物として位置づけ、販路開拓及びブランド化による経済交流を推進します。

さらには、町内各地域に伝わる伝統や文化を守り磨き上げ、後世に伝える取り組みを行うとともに、その中からあらわれる手業、手仕事が半業ビジネスにつながるよう支援を継続し、経済や人的な交流を推進します。

本町の重要施策で地方創生総合戦略の柱となる移住定住促進対策につきましては、都会から移住を希望される方の本町に対する田舎暮らしの関心も高く、問い合わせも年々増加していることから、地元の空き家とマッチングさせ受け入れることを通して、本町の持続可能な地域社会の実現を目指します。

また、従来からのUJIターン者住宅支援事業、町有地無償提供、家賃助成、ふるさと就職支援制度などに加え、一昨年新築した「定住用おためし住宅」への入居促進、また、子育て世代の移住者向け賃貸住宅として空き家再生活用事業で4棟を整備したところであり、引き続き積極的に推進するとともに、幅広い移住定住希望に対応するため、新年度において低価格な木造住宅の整備を行うこととしています。

なお、増加している空き家等に対する行政としての基本方針を示すとともに、空き家やその跡地の活用方針について検討を行うため、空き家等対策計画を早急に策定し、この計画に即した空き家条例の整備も行い、総合的な空き家対策を進めてまいりたいと考えております。

商工振興につきましては、商店の活性化と魅力向上に向け、新たに店舗改修に要する経費の助成、新規創業・開業支援に対する助成を行うこととしており、町なかのにぎわいや雇用の創出につながるよう積極的に支援することとしています。

子育て分野では、少子化が急速に進行する中、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備が重要な課題となっています。本町で産み育てやすい環境づくりや子育てに優しいまちづくりをより一層推進するとともに、第3子以降の保育料を無料化し、多子世帯の子育て負担の軽減を図ることとしています。

教育分野では、引き続き小中学校の教育環境の整備・充実を図るとともに、保育園・小中学校・高校間の交流・連携の強化、また、地域との連携強化を図ることとしています。

福祉分野では、保健・医療・福祉対策を一体的に推進することとし、高齢者や障がいのある方、その家族、また、生活に困窮する方に対して、住みなれた地域で生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう、支え愛事業の充実、地域包括ケア体制の強化、生活困窮者自立支援への対応、介護予防の充実、疾病予防及び健診事業の充実に努めていきます。

病院事業につきましては、智頭病院改革プランを基本とした運営を行っているところですが、医療・介護を取り巻く制度改革に伴い、地域医療ビジョンに沿った新たな改革プランの策定及び地域包括ケアシステムを構築することとし、今後一層の患者確保に努め、経営健全化に向け鋭意取り組んでいきます。

そのほか、雇用確保や都会から地方への流れをつくるため、地域おこし協力隊を積極的に登用するほか、新たに智頭農林高校と地域の連携を担うコーディネーターの配置、また、引き続き防災専門員の配置、さらには集落支援員制度を活用した林業・農業の振興、高齢者の見守りなど、18人の雇用を創出することとしています。

平成27年度予算は、先ほど述べたような考え方に沿い、国・県等の補助制度を有効に活用し、総合計画の基本理念である「豊かな資源・環境を活かしたまちづくり」「安全・安心で住みよいまちづくり」「充実した教育によるまちづくり」「みんなでつくる元気なまちづくり」の4点を重点項目として編成を行いました。

それでは、諸議案を審議していただくに当たり、主な議案につきまして、その概要を説明します。

まず、議案第3号 平成27年度智頭町一般会計予算について説明します。

「豊かな資源・環境を活かしたまちづくり」であります。移住定住対策につきましては、移住を希望される都会の方の要望は多様であります。専任の移住定住コーディネーターを引き続き配置し、移住相談や空き家の掘り起こしを行うこととしています。

また、各種の移住定住対策支援事業に加え、地元材を使用した移住定住用住宅2棟の整備を行い、子育て世代の移住定住者に賃貸することとしています。

運用から5年目を迎えます智頭町疎開保険につきましては、関東、関西圏を中心に約300人の方に加入していただいているところですが、加入者にお送りする新鮮な野菜や米、加工品なども大変好評を博しております。新年度は、さらに加入者をふやす仕組みとして、インターネット上でクレジット決済を可能とするシステムを導入し、あわせて加入者特典の地元産品についても多数の組み合わせの中から加入者に選択していただく仕組みを導入し、智頭ファンの拡大を図るとともに、智頭野菜などを都市圏の消費者に届けることで高齢者の生きがい対策や経済効果につなげていきたいと考えております。

昨年度から着手しました景観計画策定事業につきましては、町民参加の景観ワークショップを開催するほか、有識者による景観フォーラムの開催、景観マップの作成など、本町の景観の特性を町民と共有しながら景観計画を策定するものであります。

企業支援対策としましては、従来からの企業立地促進補助金を継続するとともに、新年度は新たな出店や改修をする事業者に対し、工事費や備品購入費の一部を支援することとしているほか、新たな創業、開業を目指す方に対して、その経費の一部を助成することとしています。

観光振興につきましては、観光協会の法人化に伴う組織体制の充実、本町への積極的な誘客とイベント展開に対する支援、また、第3種旅行業取得への支援を行い、四季を通じたイベントや体験メニュー、周遊観光などのソフト事業、広域的な観光事業の強化に努めてまいります。

国際交流事業につきましては、平成11年から大韓民国江原道楊口郡と交流を続けているところですが、新年度は青少年交流として本町の中学生が楊口郡を訪問するほか、文化交流や、新たにスポーツ交流を通して両地域のさらなる交流発展を目指します。

農業では、有害鳥獣対策を初め地域農業振興プランの支援策として、新規就農者への青年就農給付金の給付のほか、耕作放棄地の再生利用を計画しています。また、ホンモノの農産物づくりとして、智頭野菜新鮮組の安全・安心な野菜づくり、智頭米のブランド化を推進するとともに、企業と集落が連携した農地等の地域資源保全活動や特産品開発を支援します。

林業では、低コスト林業、原木の安定供給を強力に推進するため、新年度から森林所有者等の間伐及び作業道整備の経費について町費かさ上げ分を増額すると

ともに、林業機械のリースへの助成に必要な経費を措置しています。また、森林経営計画の策定を推進するため、森林組合が配置する森林経営計画コーディネーターへの助成を引き続き支援することとしています。さらに、木に親しみ、森を大切にす人材育成に資するため、新年度からウッドスタート等の木育の推進に必要な経費を計上しています。

智頭材出荷促進事業では、はい積み等支援の町費かさ上げ分を増額するほか、引き続き森づくり作業道整備事業、美しい森林づくり基盤整備事業等の施策を活用し、路網整備、間伐促進を図ることとしています。

森林セラピー事業につきましては、労働安全衛生法の一部改正に伴い、社員のストレスチェックが事業所に義務づけられることから、メンタルヘルスへの活用を積極的に推進するため、企業に対し独自に構築した自律神経解析ソフト等を活用したシステムのPRを行うほか、新たに2地区で森林セラピーロードの整備を行います。

森林セラピーと連携して取り組んでいる民泊につきましては、昨年につき第2回となる全国民泊マラソンを開催し、都市部との交流や本町への移住定住のきっかけとなるよう積極的な事業展開を図るとともに、町民や智頭中学生の民泊体験を引き続き実施します。

また、木の宿場プロジェクト推進事業につきましては、事業による搬出材を燃料とし智頭温水プールの補助熱源とする、薪ボイラーの稼働が本格的に始まることから、出荷者の裾野拡大を図り、林地残材等の搬出を強化することとしています。

さらには、智頭百業学校事業につきましては、地域の伝統文化や田舎の生業、お年寄りの知恵などから、豊かな農山村の暮らしを見つめ直し、本町ある古き良きものを活かし将来へつなげていくための保存・伝承、特産品化を推進していきます。

文化財整備活用につきましては、石谷家住宅の入館者が開館以来50万人を突破しましたが、さらなる交流観光の推進により入館者増を目指します。また、景観計画の策定にあわせ、文化的景観調査に着手することとしています。

次に、「安全・安心で住みよいまちづくり」についてであります。地域情報化推進事業につきましては、町内全域に光基盤を整備して4年が経過しますが、住民生活にも不可欠なインフラとして定着してきているところであります。引き

続き高齢者見守り支援の拡充と利用支援、機器故障などに対応するため、地域見守り支援推進員を配置することとしています。

近年の急激な少子高齢化の進行により、特に小規模高齢化集落においては集落機能そのものの維持が危惧されているところですが、これに対応するための移動販売車の運営費の助成を行うとともに、U I ターン者などの外部人材を活用し、地域づくりに取り組む集落に対して、生活支援や活動支援を総合的に推進することとしています。

また、昨年に引き続き、物件提供を行う側の家主の選択肢を広げるとともに移住希望者の要望にも幅広く対応するため、10年間の定期借家契約を結び町が直接改修を行う、空き家再生活用事業を拡充することとしています。

さらには、次代を象徴する新たな代替エネルギーとして注目される太陽光を活用してソーラーパネルの導入を引き続き支援するほか、LED防犯灯の新設・更新に対しましても費用の助成を行うこととしています。

地域交通政策では、町民の皆様に親しまれ日常生活の交通手段として定着している、すぎっ子バスを運行し、町民の利便性を図ります。また、昨年からシルバー人材センターが運行を開始した過疎地有償運送の利用者負担の軽減を図ります。

戸籍住民基本台帳事務では、マイナンバー制度の導入に伴い平成28年1月から施行する個人番号カードの発行に伴う経費を措置しています。

地域福祉施策では、高齢者、障がい者等の生活に必要な交通手段の確保をするための支援として、タクシー利用費の助成、シルバー人材センターが運営する福祉有償移送サービスの利用者助成を引き続き行います。

また、高齢者施策では、介護保険法の改正に伴い、要支援者へのさまざまな受け皿づくりが急務ではありますが、これを推進するために支え愛事業を充実するとともに、高齢者が尊厳を保ちながら住みなれた地域で自立した生活を送ることができるよう、医療・介護・予防・住まい及び生活支援サービスなどが日常生活の場で切れ目なく提供できる地域包括ケアシステムの構築を目指します。

さらには、一人でも多くの方が災害時要援護者支援制度や告知端末を利用したお元気ですかメールに登録していただくよう体制強化を図ることとしているほか、昨年に引き続き支給される臨時福祉給付金の給付に要する経費を措置しています。

障がい者施策では、障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、障害者総合支援法に基づく事業や相談支援事業などの地域生活支援事業を引き続き実施

します。また、認知症、精神障がい、知的障がい及び高次脳機能障がいなどの理由で判断能力が不十分な方に対して、家庭裁判所が選任した後見人が本人の権利擁護者となり、身上監護や財産管理に関する契約行為などの事務を行い、本人の健康や財産、人間関係を擁護する成年後見制度の必要性が増加している今、智頭町社会福祉協議会を法人後見として、成年後見制度法人後見の立ち上げ支援や権利擁護事業への助成を行います。

さらには、啓発事業として障がい者の自立と社会参加を促進するとともに、あいサポート運動の推進を行います。

子育て世帯臨時特例給付金給付事業では、昨年に引き続き支給される子育て世帯臨時特例給付金に要する経費を措置しています。

特別医療では、小児・障がい者・ひとり親家庭などの方が医療を受けたときの自己負担分の助成を引き続き行い、子育て世帯の負担軽減を図るとともに、子どもたちが安心して必要な医療を受けることができるよう措置しています。

また、新年度から生活困窮者自立支援法が施行されることに伴い、新たな生活困窮者自立支援事業を実施することとなり、本町では福祉事務所に相談窓口を置き、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、住宅確保給付金事業、就労支援事業及び家計相談支援事業を実施することとしています。

次に、予防事業では、感染症の流行の蔓延や、疾病により罹患したときの重症化を防ぐため、各種予防接種事業を実施していますが、風疹ワクチンの任意接種の助成を昨年度に引き続き行うとともに、新たにB型肝炎ワクチンの予防接種に要する経費の助成を行うこととしています。

健康診査事業では、40歳以上の方を対象に胃がん・大腸がん・肺がん検診を、20歳以上の女性を対象に子宮がん検診を、40歳以上の偶数年齢の女性を対象に乳がん検診を行います。

なお、引き続きがん検診に係る個人負担は無料とし、受診率の向上を図ることとしています。

また、30歳から69歳までの方を対象に人間ドックを、40歳・45歳・50歳の方に脳ドックを、40歳から74歳までの国保加入者を対象に特定健診を行います。さらには75歳以上の方を対象に後期高齢者等健康診査を行うこととしています。

保健センター管理事業では、保健・医療・福祉総合センター「ほのぼの」は建

設から10年以上経過したところですが、そよかぜ通りを初め各所で雨漏りが発生しているため、軒天井等の補修工事を実施することとしています。

病院事業につきましては、経営健全化を確保するため、国の繰り出し基準に基づく繰出金を措置しています。

地籍調査事業につきましては、引き続き大字芦津を、新規地区として大字真鹿野及び大字西谷の調査に着手し、事業の進捗を図ることとしております。

町道の整備改良につきましては、住民の生活環境の向上、通勤通学時の安全確保など、住民生活には欠くことのできない社会資本であることは言うまでもありません。町道の新設・改良、道路照明のLED化、橋梁修繕など、引き続き計画的に実施してまいります。

また、歩道除雪機の整備や、ふるさと整備土木事業など、集落要望にきめ細やかな対応を行ってまいります。

さらには、住宅の耐震化を促進するため、耐震診断や改修費用の助成にも取り組んでいきます。

町営住宅建設事業では、公営住宅等長寿命化計画及び地域住宅計画を策定するとともに、特に老朽化が著しく危険な久志谷団地の改築に要する経費を措置しています。

消防・防災関係では、町民の生命、財産を守るため日夜尽力をいただいている消防団の活動に対し深く敬意を表するところです。新年度は、富沢地区消防団拠点施設の整備及び消防ポンプ車を更新することとしており、今後とも団活動のみならず地域の核として頑張りたいと考えております。

また、災害に対する日ごろの備えと、いざというときに役立てていただくため、防災ハザードマップを作成し、各家庭に配布することとしており、災害による被害の軽減を図るとともに、住民の安全・安心な生活をより一層推進します。

次に、「充実した教育によるまちづくり」であります。子ども子育て支援の分野では、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、昨年度、智頭町子ども・子育て支援事業計画を策定したところです。この計画に基づき、乳児保育、一時保育、病児病後児保育、延長保育などの特別保育の充実により多様な保育ニーズへの対応を図るとともに、地域における子育て支援サービスの取り組みでは、家庭保育支援事業や育児支援家庭訪問事業の推進、放課後児童クラブ、子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの活用により、安心して子育てができる取

り組みを推進することとしております。

また、平成28年度末には統合保育園を整備するため、所要の経費を措置しています。

豊かな森をフィールドとした、我が町ならではの子育て施策である森のようちえん事業ですが、県独自の認証制度が創設され、事業者への運営支援が図られたことから、本町におきましても所要の経費を措置しています。

学校教育につきましては、児童生徒の情報活用能力を育成するとともに学力の向上を図る観点から、新年度は小学校に授業支援タブレットを導入するとともに、昨年に引き続き中学校にも導入し、ICTによる教育効果を高めることとしています。

一方、近年の傾向として、障がいがあることにより、学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことができない子どもたちについて、その障がいの種類・程度等に応じた教育的支援に取り組むため、引き続き小・中学校に支援員を配置し、特別支援教育の充実に努めてまいります。

文化財保護事業では、旧土師小学校に智頭枕田遺跡の出土品等の展示スペースや、本町の歴史及び民俗資料の収蔵展示室を整備することとしており、土師地区振興協議会と連携のもと、その活用に取り組むこととしています。

図書館費では、平成29年度に新図書館整備を目指しており、引き続き図書館建設検討委員会を開催し、望ましい学びの場としての図書館のあり方等を検討・協議してまいります。また、新たな図書システムを導入することとし、図書館利用者の利便性の向上を図ります。

社会体育では、国内の各種スポーツ大会に出場する小・中学生に対し、オリンピック等の世界大会を見据えた活動の支援として智頭町トップアスリート支援事業費補助金制度を創設することとし、本町のスポーツ振興、人材の育成を図ります。

次に、「みんなでつくる元気なまちづくり」であります。

町内5地区で小学校の空き校舎の利活用策が検討され、現在、それぞれの地域で順次実践の取り組みがなされていますが、新年度におきましては旧土師小学校校庭通路の改修に要する経費の助成を行います。今後も引き続き、地域に活力が生まれ、さらなる住民参加が促されるよう、積極的に支援してまいります。

百人委員会につきましては、提案された10プロジェクトの実施について支援

するとともに、新たに本町の将来を担う智頭中学生、智頭農林高校生による4プロジェクトの企画提案について支援することとし、次代を担う中学生、高校生と連携しながらまちづくりを推進してまいります。

本町独自の地域おこし事業、日本ゼロ分のイチ村おこし運動につきましては、町内5地区で地区振興協議会を立ち上げ、小学校の利活用策の検討・実践を初め、各地域のそれぞれの課題への対応、持続可能な地域経営を模索する取り組みが行われているところですが、地域自治のモデル的な取り組みと高く評価されており、各地区の身近でよりどころとなる中心的な組織として今後の活躍が期待される所所でありまます。

智頭農林高校との協働連携事業につきましては、百人委員会での高校生部会として提案いただいた、智頭宿の魅力アップ、ちのりんショップの運営に要する経費の支援を行うほか、さらなる連携強化のため、生徒の地域での職場体験、地域資源の発掘と有効活用や活動のPRなどを担う人材として、新たに地域コーディネーターを派遣することとしています。

以上、平成27年度智頭町一般会計予算の概要を説明しました。

次に、特別会計について説明します。

議案第4号 平成27年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、国民健康保険被保険者に対する医療給付費を措置するとともに、特定健診の受診率の向上を目指した施策、智頭町ドック及び脳ドックを引き続き実施することとしています。

議案第5号 平成27年度智頭町簡易水道事業特別会計予算につきましては、各施設の水質検査等の維持管理に要する経費を計上しています。

議案第6号 平成27年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、貸付金の収納及び償還事務に係る経費を計上しています。

議案第7号 平成27年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算につきましては、土地開発基金利子を措置しています。

議案第8号 平成27年度智頭町公共下水道事業特別会計予算につきましては、処理施設の維持管理及び起債償還に要する経費を措置しています。

議案第9号 平成27年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、各地区処理施設の維持管理及び起債償還に要する経費を措置しています。

議案第10号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計予算につきましては、

介護保険被保険者に対する介護サービス、介護予防の給付費を措置するとともに、認知症予防教室など地域支援事業に要する経費を、また、介護保険法の改正に伴う新たな総合事業を他市町村で利用した経費のほか、東部圏域在宅医療・介護連携に要する経費を措置しています。

議案第11号 平成27年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算につきましては、智頭心和苑及び智頭デイサービスセンターの維持管理及び起債償還に要する経費を措置しています。

議案第12号 平成27年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、後期高齢者医療広域連合の運営に要する経費を措置しています。

議案第13号 平成27年度智頭町水道事業会計予算につきましては、老朽管の更新を引き続き実施するとともに、第1水源地送水ポンプの改良に要する経費を計上しています。

議案第14号 平成27年度智頭町病院事業会計予算につきましては、今後も一層の患者確保に努め、経営健全化を図るとともに、病院開設60周年に要する経費を措置しています。

続きまして、議案第15号 平成26年度智頭町一般会計補正予算について説明します。

土木費の土木総務費では、土地開発公社の経営健全化を図るため、不良債務を計画的に解消することとし、智頭テクノパーク造成事業に伴う未精算額の直接補填の助成、及び公社が取得した土地購入に要した借入額と町の購入額との差額分の助成を、除雪事業では委託料の増額をそれぞれ措置しています。

そのほか各種事業の決算見込みに伴う調整を行っています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、2億2,685万1,000円の減額であり、補正後の予算総額は79億2,916万4,000円となりました。

また、議案第16号から22号までは特別会計及び企業会計の補正予算であり、主に決算見込みに基づく補正です。

次に、条例案件等につきまして説明します。

議案第23号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、条例を制定し、関係条例を改正するものです。

議案第24号 智頭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介

護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、介護予防支援等事業の人員、設置及び運営の基準を条例で定めることとなったため制定するものです。

議案第25号 智頭町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの基本方針及び職員の設置に関する基準を条例で定めることとなったため制定するものです。

議案第26号 智頭町行政手続条例の一部改正につきましては、行政手続法の一部改正に伴い、許認可権限の根拠の明示等について追加するとともに、字句の修正を行うものです。

議案第27号 早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、関係条文の整理を行うものです。

議案第28号 職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、平成26年度人事院勧告の給与制度の総合的見直しを踏まえ、地域手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当及び給料表の改正を、あわせて職務分類表の改正を行うものです。

議案第29号 智頭町教育施設整備基金条例の一部改正につきましては、学校施設のほか社会教育施設等を追加するため改正するものです。

議案第30号 智頭町社会教育委員条例の一部改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を条例に定めるものです。

議案第31号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正につきましては、健康保険法の一部改正に伴い、関係条文の整理を行うものです。

議案第32号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正につきましては、子ども・子育て支援新制度の施行による児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものです。

議案第33号 智頭町介護保険条例の一部改正につきましては、第7次智頭町老人福祉計画・第6期智頭町介護保険事業計画の策定に伴い保険料の改定を、また、地域における医療及び介護の総合的確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、地域支援事業等の猶予期間を設けるため改正するものです。

議案第34号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び智頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、関係条文の整理を行うものです。

議案第35号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、健康保険法等の規定により、算定する額を明確にするため改正するものです。

議案第36号 智頭町クリーンセンターの設置及び管理に関する条例の廃止につきましては、智頭町クリーンセンターの解体撤去に伴い、同条例を廃止するものです。

次に、人事案件ですが、議案第37号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、任期満了に伴い、國本誠一氏を引き続き選任したいので、本議会の意見を求めるものです。

議案第38号 第7次智頭町老人福祉計画・第6期智頭町介護保険事業計画の策定につきましては、3年に1回の見直しを行いましたので、智頭町議会基本条例第9条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第39号から議案第44号までは、公の施設における指定管理者の指定についてです。指定管理者については、智頭温水プールほか5施設の指定期間満了に伴い、外部の有識者を含めた選定委員会を開催し、指定先を選定しましたので、議会の議決を求めるものです。

議案第45号 公の施設における指定管理者の指定につきましては、本年4月1日から智頭町消防団本町分団屯所の指定期間開始に伴い、外部の有識者を含めた選定委員会を開催し、指定先を選定しましたので、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第46号 工事請負契約の締結についての一部変更につきましては、平成26年5月19日議決及び同年9月24日議決の防災行政無線施設整備工事について、契約金額の変更を行うものです。

議案第47号 工事請負契約の締結についての一部変更につきましては、平成25年7月16日に議決、同年9月20日議決及び平成26年9月24日議決の智頭中学校改築工事について、契約金額の変更を行うものです。

議案第48号 工事請負契約の締結についての一部変更につきましては、平成26年5月19日に議決の智頭中学校校舎・管理棟及び特別教室棟解体工事について、契約金額の変更を行うものです。

議案第49号 工事請負契約の締結についての一部変更につきましては、平成26年7月16日議決の智頭温水プール薪ボイラー導入工事について、契約金額の変更を行うものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。以上であります。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

これから、日程第5、議案第23号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、日程第27、議案第45号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町消防団本町分団屯所）の23議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間において、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第5、議案第23号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての補足説明を求めます。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 議案第23号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。次のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めます。

お手元の資料概要、1ページをごらんいただきたいと思います。

理由でありますけども、このたび地方教育行政の組織及び運営に関する法律の

一部改正に伴いまして、関係する条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

内訳といたしましては、この今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により教育委員長と教育長が一本化されまして、新たな責任者として教育長を置くとともに、従前、その地方教育行政におきまして教育長の身分が一般職であったことから、今回の法律改正に伴いまして常勤の特別職の職員となる等の改正が行われたことによりまして、次に示します以下5点につきまして所要の規定の整理を行うものであります。

まず一つとして、智頭町褒賞条例であります。2番目として、智頭町職員定数条例であります。3番目といたしまして、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例であります。4番目に、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例であります。5番目といたしまして、教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を整理するものであります。

施行期日ではありますが、平成27年4月1日としております。ただし、現教育長の任期までの間、これは平成29年3月31日までではありますが、改正前の規定を適用するため、所要の経過措置を定めるものであります。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6、議案第24号 智頭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 議案第24号 智頭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について。概要の1ページをごらんください。

これにつきましては、地域主権改革の一環として、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に係る法律の施行、これに

より介護保険法の一部が改正されました。これまで法律や厚生労働省令により規定されていた基準を新たに条例を制定して決めるものです。

概要につきましては、指定介護予防支援等の事業に関する事業の基本方針、事業の人員に関する基準、事業の運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものです。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） これって、改正前と大きく違うところというのは、概略的にどの部分でしょうか。

○議長（谷口雅人） 國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 改正前と変わるものではありません。法律条項の改正によって、新たに自治体のほうで条例化するものです。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7、議案第25号 智頭町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についての補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 議案第25号 智頭町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について。概要では2ページをごらんください。

これも先ほどの地域主権改革の一環として、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によって介護保険法が一部改正されました。これによって、包括的支援事業を実施するための基本方針、人員に関する基準等を町の条例で定めるものです。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 8、議案第 26 号 智頭町行政手続条例の一部改正についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 議案書 21 ページをごらんいただきたいと思います。

条例等の説明概要は 2 ページでございます。議案第 26 号 智頭町行政手続条例の一部改正について。

行政手続法の一部を改正する法律の一部改正に伴いまして、許認可権限の根拠の明示等について追加するものと、あとは字句の修正を行うものでございます。

22 ページから 25 ページの 28 条までが字句の修正によるものでございます。

25 ページ、第 33 条では、行政指導を行う際、現行の趣旨、内容、責任者に加え、根拠法令の条項、法令規定される要件及び要件に適合する理由などを明示することが加えられました。

それから、26 ページ、第 34 条の 2 では、法律の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合には、指導を受けた相手方は町に中止等を求めることができるという規定でございます。

27 ページでございます。第 34 条の 3 では、法令違反の事実を発見したときは、是正のための処分等を町に求めることができるというものでございます。

施行日は平成 27 年 4 月 1 日であります。以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7 番、岸本議員。

○7 番（岸本眞一郎） この概要書の概要の 1 番で、行政指導を行う際には、趣旨、内容及び責任者に加え、根拠法令の条項、法令規定される要件及び要件に適合する理由を明示するとなっておりますので、これらはこれから町がいろんな行政指導をする際に、ここに基づいて相手方に明示をしてするという、そういう捉え方でいいでしょうか。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） そのとおりでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9、議案第27号 早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 議案書28ページをごらんいただきたいと思います。概要書のほうにつきましては、3ページでございます。議案第27号 早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の一部改正について。

29ページ及び30ページでございますが、国家公務員の退職手当法施行令の一部が改正されたことに伴いまして、法律の条文の移動、それから引用箇所の変更等に伴いまして、本条例の改正を行うものでございます。

施行日は公布の日からでございます。以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10、議案第28号 職員の給与に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） そういたしますと、議案書31ページでございます。議案第28号 職員の給与に関する条例の一部改正について。32ページをごらんいただきたいと思います。概要書のほうは3ページでございます。

今回の改正につきましては、さきの平成26年の人事院勧告、勧告が二通りございまして、26年度の給与改正を行うものと、27年の4月1日以降の給与改正を行うというもので、今回はその27年4月1日以降の人事院勧告の改正でございます。

給与制度の総合的見直しというものが勧告で出されまして、それを踏まえまし

て、地域手当、それから単身赴任手当、管理職員特別勤務手当の改正及び給料表の改正を、また、あわせて職務分類表の改正を行うものでございます。

まず、32ページでございます。第9条の4、地域手当の改正は、月額割合の変更と金額の変更でございます。それから級地の率の変更ということでございます。

それから、第10条の2、単身赴任手当は、これは額の改正でございます。

第17条、管理職員特別勤務手当の改正は、33ページになりますが、第3項第2号に災害等で平日深夜に及ぶ長時間勤務が、これが新たに管理職員特別勤務手当に加わったものでございます。

同じく33ページ、別表第2、行政職給料表級別職務分類表の改正につきましては、現在、各課に分かれます室というものを、室制の廃止を行うこととしておりまして、それぞれチームでありますとかスタッフ制、より組織を横断的な組織体制を確立するというので、室というものをスタッフ制とか担当制に改めるというものでございまして、そこで3級の主幹を副主幹、4級の室長・局長を廃止し主幹にいたしました。そして、5級に新たに副園長、それから館長を加えるものでございます。

それから、34ページでございます。第2条で、職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、別表1、行政職給料表について、人事院勧告に基づきまして平均2%、最大で……。

(発言する者あり)

○総務課長（葉狩一樹） 平均0.2%、3級以上は最大0.4%引き下げるために改正を行うものでございます。

なお、施行日は27年4月1日からとなっておりますが、激変緩和措置ということで、3年間の現状でも適用されるということでございます。以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、岩本議員。

○4番（岩本富美男） 本町に単身赴任者は何人かいるんですか。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 現在では単身赴任手当は該当する者はありません。

- 議長（谷口雅人） 2番、高橋議員。
- 2番（高橋達也） 給料表の説明の中で、この資料、概要には平均0.2%、先ほどちょっと言い直されましたが、やっぱり2パーが正しいんじゃないでしょうか。違いますかね。
- 議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。
- 総務課長（葉狩一樹） 訂正いたします。平均2%でございます。申しわけございません、訂正いたします。概要書のほうの3ページも2%ということで、訂正をさせていただきます。
- 議長（谷口雅人） 議事録に。はい、よろしいですか。  
2番、高橋議員。
- 2番（高橋達也） 今のは了解しました。  
37ページの附則の第2条、いわゆるこの経過措置ですが、第2条の1項に該当される職員さん、ざっとでいいですけど、何割ぐらいあるんでしょうか。
- 議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。
- 総務課長（葉狩一樹） 18人でございます。
- 議長（谷口雅人） ほかにありませんか。  
7番、岸本議員。
- 7番（岸本眞一郎） 先ほど室制が廃止されるという話でしたが、もう少しそこら辺を。室制を廃止して、今後どのような課の運営の仕組みですね、全員がスタッフ制とかという話が今、出た。もう少しそこら辺を具体的に説明していただけますか。
- 議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。
- 総務課長（葉狩一樹） 現在の室制は、平成18年に組織をつくったものでございます。以後、9年間やってきたわけですが、やはり住民の視点に立ちました横断的な組織体制、こういったものが必要だということで、今日の行政需要、そういうものに迅速、また的確に対応するために、それぞれ今、室ということで、一つの課が二つなり三つなり四つなりという室が設けておりましたが、その見直しを行いまして、統合しながら、あくまでも担当といいますか、現在の流れはくんでいきますが、その中におります職員は、例えば総務室の職員でも行政経営推進室の仕事も行うというような、総務課であれば、そういう横断的な仕事をするというので、室を廃止して、それぞれの課にはチーム制といいますか、そう

いうことで対応していこうということにしております。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） これまでは室を設けることによって行政が縦割りの的な部分があったと。で、そういうものをなくして、その課に所属する職員は大体オールマイティー的な、どの分野でもやれるというぐあいになる、そういう格好になるということでしょうか。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） はい、そういう対応をする課と、それから多岐にわたります課はなかなかそこまではいかないかとも思うんですが、そこは柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） 改めて質問ですが、平成26年第3回の臨時のときに、人事院勧告に伴い0.3%平均給与が上がりましたよね、上げました。それで、このたびまたも人事院勧告に伴い、このたびは0.4下がる、下げるというようなことで、このたびも、ですから下げるのは人事院勧告に従い、ということによるしいのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 26年の人事院勧告、勧告の骨子をごらんになったかと思いますが、その時点では26年度中の、まず給与の引き上げがございました。それからボーナスといいますか勤勉手当に配分をいたしたものがございます。

もう一つは、俸給表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しというもとで、国のほうでは人事院勧告がなされております。これは、4月1日から給与水準を平均2%引き下げる、なおかつ、先ほど説明いたしました手当の見直しを行うということで人事院勧告がなされておりますので、この定例会で上程をさせていただいたような次第でございます。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩をします。

休 憩 午後 0時03分

再 開 午後 1時05分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第29号 智頭町教育施設整備基金条例の一部改正についての補足説明を求めます。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 議案書の38ページをごらんいただきたいと思います。また資料概要の4ページでございます。議案第29号 智頭町教育施設整備基金条例の一部改正について。

議案書の39ページに改正前と改正後の変更点を記しております。改正前におきましては、第1条といたしまして、「学校施設整備のため」というふうに区切っておりましたものを、「学校施設、社会教育施設その他これらに類する施設で町が設置するものの整備費に充てるため」というふうに文言を改正するものでございます。

この概要といたしましては、教育施設整備基金のより効果的な活用を図るため、学校施設整備に限定されていたものを社会教育施設その他これらに類する施設で町が設置するものの整備費に充てるように改めるものでございます。

施行期日におきましては、公布の日としております。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12、議案第30号 智頭町社会教育委員条例の一部改正についての補足説明を求めます。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 40ページをごらんいただきたいと思います。資料概要におきましては4ページでございます。議案第30号 智頭町社会教育委員条例の一部改正について。

これまで社会教育委員の位置づけというものが明確でございませんでした。このたび文部省令によって、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法令の整備に関する法律が施行され、社会教育法が改正されたことに伴い、社会教育委員の委嘱の基準について町の条例に定めることとされたために、以下4点の者から委嘱することを加えるものであります。明記するものでございます。

一つとしましては、学校教育関係者、二つ目に社会教育関係者、3点目に家庭教育の向上に資する活動を行う者、4点目に学識経験者。これをもって社会教育委員として定めるという規定を設けるものです。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、平尾議員。

○6番（平尾節世） この中には人数の制限は書いてありませんけれども、人数は現行のままの人数なんではないでしょうか。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 従前の条例の中に社会教育委員の人数は指定され、何名以内というふうに位置づけております、条例の中に。そのうちの委嘱する対象者を明記するものということであります。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13、議案第31号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 議案書42ページございます。資料のほうでは5ページとなります。議案第31号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正について。

これは、健康保険法の一部改正に伴って所要の改正を行うものです。43ページのほうのごらんください。改正後のほうに、上から4行目となりますが、第43条第1項第1号ホというように、ハの条項からホの条項に変わるものです。以

上で終わります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14、議案第32号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 議案書の44ページをごらんいただきたいと思います。あわせて、資料概要の5ページでございます。議案第32号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正について。

このたびの改正点は、大きく二つございます。平成27年4月1日からの子ども・子育て支援法の施行によりまして児童福祉法が一部改正されることに伴いましての所要の改正であります。新制度では支給認定という新たな制度が義務づけられましたために改正するものであります。これまでこの点につきましては、保育の基準というふうに定めておりましたものを、入所資格というふうに改めます。これが45ページに記載されております4条の部分であります。

そして、児童福祉法の一部改正によりまして、利用者負担の徴収根拠が削除され、今回の改正によりまして、これまで保育料の使用料というふうに定めておりましたものを、今度は6条によりまして使用料というふうに明記するというものであります。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） この概要説明のところで支給認定ということが書いてありますが、これは保育料に対する助成の支給という意味合いでしょうか。この辺はどういうことなんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） このたびの新支援制度におきましては、ご存じかもしれませんが、区分が三つになっております。一つにはこども園、それから保育所、それから小規模のものということで、これらに関する、智頭町には認定こども園はございません、幼稚園もありません。したがって、45ページに掲げております入所資格なるものの中で、幼稚園を希望したいんだけど、認定する上でそれにかわるものがないから保育所にも入れても差し支えありませんということをこの条文の中で、今回の改正分の中で1）、2）、3）に区分した対象者を受け入れることができるように明記するものです。それに対しての認定を町長をするということを明記するものです。以上です。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） いや、今、課長の言われたのは、入所の資格ということで、それは認定ということでわかりますが、ここの概要のほうでは、「支給認定という新たな制度が」と書いてありますので、この支給という意味がどういうことなんでしょうかということを知っていますので。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） これまでは、これまでというか、今回の制度改正によりまして、国から入ってくるものというのは個人には支給されずに一旦行政といいますか、保育所のほうに支給される。それで、保護者のほうには渡らずに、国から入ってくるもの、それから保護者から集める使用料、これによって運営するわけでごさいます、そこの支給ということ、ここで言う支給というのはそういう意味を持っています。以上です。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 何だかちょっとわかりにくいんですが。当然、保育所の運営というのは、国の補助金や保育料というもので賄われているということはわかってるんですが、この支給認定ということは、保育所に行かれています保護者に対してということではないということですか。ここら辺がちょっとわかりにくいので、どういう対象者にこの支給認定というものが出されるのか、そこら辺をお願いします。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 先ほど説明しましたが、法律上は、一旦当該児童に国から支給されるものということになっております。しかし、それは直接児童に行

くのではなくて、自治体の保育所に入るものということです。それと、もう一つは保育料という形で集めさせてもらうということによって賄う、経費になるわけでありまして、その支給という意味合いにおいては、国から支給されたものというのは児童には行かない、あるいは保護者には行かずに自治体のほうに入ってくるということで理解いただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） それでは、その認定という言葉は誰に対して。本来なら個人にそういう何か補助金を支給します、支給決定をしますという認定とかという、私はこういう格好でとってたんですが、この場合では、何か、何に対して認定するのかが、今ではね、国の補助金が対象児童に直接行かなくて保育園のほうに入るんだという話ですが、それでは、認定するしないは別に関係ないように思うんですが。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 支給と申しますのは、いわゆる保育園の入所、あるいは智頭町には認定こども園というのはないんですけども、そこに、保育園なら保育園に入所できる対象者、児童ですね。その児童に対して支給認定することと定めるのがこのたびの改正内容であるということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） 第6条の使用料なんですけれども、「第2条の規定により保育所に入所した者」、これは町立保育所という、「町立」が要るのではないかなと思いますし、その下のほうで、「現状その他事情を勘案して市町村が定める額」、これ市町村がというより「町長が定める額」のほうが適正じゃないのかなと思うのですが、そこを解釈を。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） これにつきましては、国の子育て支援法に準じて制定しておりますので、差し支えないものと理解しております。

○議長（谷口雅人） 5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） まあ、でも智頭の条例ですから、智頭に解釈を置きかえていいんじゃないかと思います。

町立保育所に関しましては、この第1条に、「以下町立保育所という」ことで、第4条の一番頭にも町立保育所に入所することができる者ということで、やっぱりこれ統一したほうがいいんじゃないですかね。

ということと、国が定める条例案の中で市町村が定めるというような文言があったとしても、町独自の使用料も設定していくことになる可能性もあるので、この「市町村の定める額」ではなくて、やはり「町長」じゃないですかね。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 私どもは、先ほど申し上げたように、今回の条例改正に当たっては、提案させてもらっております文言が適切と理解しております。

詳細につきましては、総務委員会の席上で詳しく述べさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15、議案第33号 智頭町介護保険条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 議案書の47ページ、説明資料の6ページとなります。議案第33号 智頭町介護保険条例の一部改正についてです。

48ページをごらんください。この改正は、第7次智頭町老人福祉計画・第6期介護保険事業計画の変更に伴って保険料の改定をするもの、また、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行によって介護保険法が一部改正となり、それに伴った地域支援事業等の円滑な実施を図るために猶予期間を定める等の内容となっております。

概要といたしましては、介護保険料の基準額を6,100円、現行の5,480円とありますが、変更するものです。これが48ページの第2条、ここに掲げております保険料率というところで示しております。

また、第2条の2項については、27年度から29年度までの期間の変更、3項、4項におきましては、第2条の1項で6段階のものを9段階と新たにするための税の段階を明確にしております。

また、地域における医療及び介護の円滑な実施を図るための猶予期間としまして、地域支援事業を4月1日からというものを延期するもので、これは附則のほうに示しております。附則第7条においては、生活支援体制整備事業ということで、平成29年4月に延期するように、また、第2条の……。失礼しました、附則の第7条の1項としましては、新しい総合事業を平成29年の4月に延期をすること、第7条の2項におきましては、生活支援体制の整備事業として平成29年4月にコーディネーターの設置を延期すること、3条におきましては認知症の施策の推進に関することを示しております。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16、議案第34号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び智頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 議案書51ページです。資料のほうでは6ページとなります。議案第34号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び智頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

内容といたしましては、介護保険法の一部改正に伴って、各条例の所要の規定をするものですが、52ページをごらんください。第6条のところに「生活機能の維持または向上を目指し」という言葉を加えるものと、第12条のところの複合型サービスということが介護小規模多機能型居宅介護ということに変わりましたので、変えております。改正するものです。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17、議案第35号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

寺谷病院事務次長。

○病院事務次長 (寺谷和幸) 議案書では54ページ、議案説明資料では7ページをごらんください。議案第35号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について。

これは、今まで出てきました条文を見直すことによって、使用料の徴収をより明確化するために、このたび上程させていただきました。

55ページに改定後と改定前があります。改定後のほうでは、まず、健康保険法のほうで、療養給付に関する要項と訪問看護の療養費についてのことが(1)番のほうに制定しております。(2)番のほうでは入院の食事療養のことをしております。(3)で介護保険法の徴収のことを明確にするために、このたび改正するものです。以上で終わります。

○議長 (谷口雅人) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18、議案第36号 智頭町クリーンセンターの設置及び管理に関する条例の廃止についての補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長 (矢部 整) そうしましたら、議案の57ページ及び58ページをごらんください。資料のほうは7ページであります。

智頭町のクリーンセンターは平成2年3月26日に稼働開始しましたが、平成13年3月13日から稼働を停止しておりました。今回、解体及び撤去を行いましたので、この公の施設としての当施設を廃止するものとし、同施設の設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19、議案第37号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 59ページをごらんください。議案第37号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

八頭郡智頭町大字山根30番地3、國本誠一、昭和26年10月28日生まれ。本年6月30日付をもちまして、國本誠一委員が任期満了となりますので、再任をお願いするため、意見を求めるものであります。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20、議案第38号 第7次智頭町老人福祉計画・第6期智頭町介護保険事業計画の策定についての補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 議案書の60ページをごらんください。

議案第38号 第7次智頭町老人福祉計画・第6期智頭町介護保険事業計画の策定について、これは3年に1度の見直しで、このたび27年度から29年度にかけての計画書を策定したもので、智頭町議会基本条例第9条の規定により本議会に議決を求めるものです。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第21、議案第39号 公の施設における指定管理者の指定について(智頭温水プール)の補足説明を求めます。

西沖教育課長。

○教育課長(西沖和己) 議案書の61ページをごらんいただきたいと思います。議案第39号 公の施設における指定管理者の指定について(智頭温水プール)。1番、公の施設の名称、智頭温水プール。2、指定管理者、大阪市北区梅田1丁目11番4の2100号、株式会社NSI、代表取締役、近藤雅彦。3番目の指定期間であります、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。4番、指定の理由、智頭温水プールの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、株式会社NSIを指定管理者として指定しようとするものであります。以上です。

○議長(谷口雅人) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

○7番(岸本眞一郎) 管理者を指定する部分はよくわかるのですが、条件的なものです。3年間で幾らの費用で指定管理するのか、その部分についてはこれはどこで出てくるんですか。

○議長(谷口雅人) 西沖教育課長。

○教育課長(西沖和己) 平成27年度の予算に指定管理料として計上しておりますので、そこで数字的なものは出てまいります。以上です。

○議長(谷口雅人) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第22、議案第40号 公の施設における指定管理者の指定について(智頭町老人福祉センター)の補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長(國政昭子) 議案書の62ページをごらんください。議案第40号

公の施設における指定管理者の指定について（智頭町老人福祉センター）。公の施設の名称は智頭町老人福祉センター。指定管理者は智頭町大字智頭1795番地1、特定非営利活動法人和の輪、理事長、前村隆司。指定の期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間とします。指定の理由は、智頭町老人福祉センターの管理業務を効果的かつ効率的に行うために、特定非営利活動法人和の輪を指定管理者として指定しようとするものです。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、平尾議員。

○6番（平尾節世） 老人福祉センターのこの27年度分の予算書を見ますと、老人福祉センター管理費というのは随分と少なくなっているように思いますが、これはどうしてでしょう。理由はなんでしょう。

○議長（谷口雅人） 國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 予算書の60ページのことによろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○福祉課長（國政昭子） 老人福祉センター管理費の中の平成26年度、本年度におきましては改修等の空調工事があったために多かったと思うんです。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。

6番、平尾議員。

○6番（平尾節世） じゃあ、委託料っていうのは変化がなしということですかね。

○議長（谷口雅人） 國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） この委託料というのは指定管理に相当する金額です。変化はありません。

○議長（谷口雅人） 書記、聞き取れましたか。よろしいですか。

ほかにありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） ここの福祉センターの管理という考え方の中には当然施設の管理の部分が含まれているんですが、この福祉センターという機能ですね。利用者が来たときに、それに対しての指導的なものも含まれているのか、その辺

については、この福祉センターの機能という部分についてはどのような、どこが指導も含めての管理をやっているのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） この老人福祉センターを運営するための維持管理という費用でございます。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 当然光熱費とかいろんなもの、修繕も含めたり清掃も含めたり管理の部分ですが、じゃあ、基本的にここの老人福祉センターという高齢者の健康管理的な部分を担っている施設だと思うんで、そこに利用者が行ったときに、ただ利用者がこれは自分で勝手に利用するものなのか、その利用に対して指導助言的なものも当然あったりすると思うんですが、そこら辺に対してそういうことは誰がやるというようなことになってるのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） この指定管理については施設の維持管理ということで、使い方、目的等についてまで求めるものではありません。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） では、確認ですが、管理は当然この和の輪がやっている、ハード的な部分ですね。福祉センターという機能、役割の部分については所管の福祉課がそういったものを利用者に対して、もし要望があれば福祉課がこれはやるというような形ということでもいいのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） そのとおりでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第23、議案第41号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町農業団地センター）の補足説明を求めます。

上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） 議案書の63ページをごらんください。議案第41号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町農業団地センター）。

公の施設の名称、智頭町農業団地センター。指定管理者、鳥取市行徳1丁目103番地、鳥取いなば農業協同組合、代表理事組合長、谷口節次。指定の期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。指定の理由、智頭町農業団地センターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、鳥取いなば農業協同組合を指定管理者として指定しようとするものである。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第24、議案第42号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立智頭町総合案内所）の補足説明を求めます。

岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 議案書64ページをごらんください。議案第42号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立智頭町総合案内所）。1、公の施設の名称、智頭町立智頭町総合案内所。2、指定管理者、八頭郡智頭町大字智頭2067番地1、智頭町観光協会会長、米井哲郎。3、指定の期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。4、指定の理由、智頭町立智頭町総合案内所の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、智頭町観光協会を指定管理者として指定しようとするものであります。以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第25、議案第43号 公の施設における指定管理者の指定について（国重要文化財石谷家住宅）の補足説明を求めます。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 議案書65ページでございます。議案第43号 公の

施設における指定管理者の指定について（国重要文化財石谷家住宅）。1番、公の施設の名称、国重要文化財石谷家住宅。2、指定管理者、八頭郡智頭町大字智頭396番地、一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団代表理事、長石彰祐。3、指定の期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。4、指定の理由、国重要文化財石谷家住宅の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団を指定管理者として指定しようとするものである。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第26、議案第44号 公の施設における指定管理者の指定について（旧塩屋出店及び西河克己映画記念館）の補足説明を求めます。

岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 議案書66ページをごらんください。議案第44号 公の施設における指定管理者の指定について（旧塩屋出店及び西河克己映画記念館）。1、公の施設の名称、旧塩屋出店及び西河克己映画記念館。2、指定管理者、八頭郡智頭町大字智頭2067番地1、智頭町観光協会会長、米井哲郎。3、指定の期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。4、指定の理由、旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、智頭町観光協会を指定管理者として指定しようとするものです。以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第27、議案第45号 公の施設における指定管理者の指定について（智

頭町消防団本町分団屯所)の補足説明を求めます。

西沖教育課長。

○教育課長(西沖和己) 議案書67ページであります。議案第45号 公の施設における指定管理者の指定について(智頭町消防団本町分団屯所)。1、公の施設の名称、智頭町消防団本町分団屯所。2、指定管理者、八頭郡智頭町大字智頭396番地、一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団代表理事、長石彰祐。3、指定の期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。4、指定の理由、智頭町消防団本町分団屯所の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団を指定管理者として指定しようとするものであります。以上です。

○議長(谷口雅人) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第23号から議案第36号までの14議案及び議案第38号から議案第45号までの8議案については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託して審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、議案第23号から議案第36号までの14議案及び議案第38号から議案第45号までの8議案については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託して審査することに決定しました。

次に、日程第28、議案第3号 平成27年度智頭町一般会計予算から日程第39、議案第14号 平成27年度智頭町病院事業会計予算の12議案の補足説明及び質疑を行います。

一般会計予算の質疑については、歳入と歳出の款ごとに、議会費から民生費、

衛生費から土木費、消防費から予備費と債務負担行為から地方債の5区分、その他の特別会計予算、事業会計予算については歳入と歳出に分けて行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認め、一般会計補正予算の質疑については、歳入と歳出の款ごとに、議会費から民生費、衛生費から土木費、消防費から予備費と債務負担行為から地方債の5区分、その他の特別会計予算、事業会計予算については歳入と歳出に分けて行います。

日程第28、議案第3号 平成27年度智頭町一般会計予算の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長(葉狩一樹) そういたしますと、平成27年度一般会計の予算でございます。

議案第3号 平成27年度智頭町一般会計予算、本年度、平成27年度当初予算の概要ということで歳入から概略を説明させていただきたいと思います。

なお、お手元に配付いたしております平成27年度当初予算概要というものをお配りしておると思います。グラフのつきましたこういう概要でございます。この当初予算の概要によりまして内容の説明をさせていただきたいというふうに思います。

平成27年度予算額総合計は69億1,600万円でございます。前年度と比較いたしまして7億7,000万円、10%の減ということでございます。中学校改築事業、防災無線デジタル化、テクノパークのインフラ整備など、大型事業が一通り終了いたしました。新たに統合保育園の整備など、行政事業の反映等により今回の予算規模ということになりました。

まず、当初予算の概要の歳入でございます。

町税につきましては昨年度に比べまして1,586万9,000円の減額を見込んでおり、7億750万円余りとしております。増減の主なものにつきましては、1ページ目の下のほうに欄に増減一覧表で掲げておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

町税のうち町民税につきましては、個人分を40万円余りの減収、法人分につ

きましては収益増に伴います261万円余りの微増を見込んでおります。町民税合わせて220万円余りの増収でございます、これはちょっと記入はいたしておりませんが。それから、固定資産税につきましては評価替えに伴いまして約2,000万円余りの減収を、また軽自動車税は税率の改正等で約90万円余りの、たばこ税は約60万円余りの増収を見込んでおりまして、町税合わせまして1,586万9,000円の減額ということでございます。

次に、地方特例交付金でございます。これは地方消費税交付金等でございますが、昨年4月からの消費税率引き上げに伴います地方消費税分の改正また増収増などがございまして、4,800万円余りの増額を見込んでおります。

それから、地方交付税につきましては、交付税が実質減額されることが打ち出されておりますが、今年度実績は約30億円を見込んでおりますことから、普通交付税、特別交付税とも昨年と同額の24億8,000万円としております。

次に、使用料及び手数料の120万円余り減額となっております中には、じん芥処理手数料が約160万円の減額ということでございます。

国庫支出金につきましては5,157万円余りの増額となっております。主な要因は一番下に掲げておりますが、新たな制度であります町道改良などの地域再生基盤強化交付金1,000万円が増額となっております。また、保育園整備に伴います森林・林業再生生活基盤づくり交付金、これを1億円増額となっております。減額となりました事業は、社会資本整備総合交付金、約1,000万。それから、引き続き給付されます臨時福祉給付金につきましては給付金額の減額によりまして約1,800万円の減額を見込んでおります。

それから、県支出金につきましては、下段の右側にまとめておりますが、新たに制度化された事業への対応、また地籍調査事業を初めとした事業の拡充などの増額要因、それから既存の事業調整などの結果、2,800万円余りの増額となっております。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金は昨年度と比べまして1億円の減額で6億円を、それから教育施設整備基金では小学校のプール修繕の対応といたしまして1,210万円余りを、また移住定住促進事業への対応といたしまして基金から1,800万円。さらには、地域活性化対策への対応などから活性化対策基金1,500万円余りを繰り入れするようにしております。

繰越金につきましては、昨年度5,500万円でありましたものを新年度は6,

700万円ということで1,200万円の増額をいたしております。

歳入、最後、町債につきましては、臨時財政対策債は昨年と同額の1億8,100万円を、また臨時財政対策債を除きます町債につきましては統合保育園の整備に約7億7,800万円。それから、温水プール、勤労者体育館など体育施設の大規模改修につきましては1億260万円。それから、消防施設及びポンプ車の整備に伴います緊急防災・減災事業債充当を5,680万円、そのほか過疎債ハード・ソフト事業への充当を合わせまして調整した結果、3億3,470万円の減額となっております。

続きまして、2ページ目でございます。まず、歳出の状況、性質別の概要を説明いたします。

まず、人件費でございます。3,800万円余りの減額となっておりますが、中ほどから下の欄に増減一覧で掲げておりますので、あわせてごらんください。職員給につきましては、採用・退職によります新陳代謝分、それから退職に伴います退職手当組合特別負担金であります。それぞれ減額となっております。

それから、物件費につきましては、地籍調査事業に伴う測量業務委託料増額のほか、アドバイザー委託料などで全体で1億600万円余りの増額となっております。

扶助費につきましては、生活保護扶助費のほか、障害児支援金等々、高等学校等就学奨励金など、約900万円の増額となっております。

続きまして、補助費等でございます。増額となっております主なものでございますが、病院事業会計への繰出金のほか、百人委員会プロジェクトへの補助金につきましては、提案理由にもありましたが、中学校・農林高校によりますプロジェクト事業への補助金を新たに措置いたしております。また、観光協会補助金の増額等であります。

減額となっております主なものは、小規模高齢者集落等が移住者を受け入れ、地域の活性化を図るための地域プラン活動の支援を行います若者定住等による集落活性化対策事業のほか、定住促進のための小規模の住宅改修への助成補助、昨年に引き続き給付されます臨時福祉給付金の給付。また、森林経営計画策定に係ります森林整備地域活動支援交付金及び美しい森づくり基盤整備事業交付金につきましては、平成26年度の繰越事業とする関係で大幅に減額となっております。全体では1,300万円余りの減額となっております。

それから、次に普通建設事業であります。増額の主なものといたしまして移住定住住宅整備、それから空き家再生事業などの移住定住促進事業5,200万円のほか、保育園建設事業8億7,977万円余りを、体育施設改修事業968万7,000円余りなどであります。

また、減額となっております事業につきましては、終了いたしました智頭クリーンセンター解体事業費1億6,104万円のほか、薪ボイラー導入事業6,699万円余り、防災行政無線デジタル化事業では6億8,223万円余りを、また中学校改築事業では8億1,291万円余りが事業廃止に伴う減額であります。全体では5億6,297万8,000円の減額となっております。

積立金及び貸付金につきましては、過疎債ソフト事業を活用いたしました地域活性化基金積立金、これは3,000万円余りを、また公共施設整備基金では新たに町営住宅管理費を除いた家賃収入分を基金として積み立てを行うこととし、1,454万円余りの増額となっております。

最後に、繰出金につきましては、特別会計への繰出金は全体的に増額となっておりますが、智頭テクノパークインフラ整備のための上水道事業会計繰出金でありますとか、公共下水道事業特別会計繰出金の減額によりまして2億9,144万円余りの減額となっております。

次に、3ページ目でございますが、目的別歳出の状況です。先ほど2ページの性質別歳出の状況で説明いたしましたので、ここの部分は省略をさせていただきます。

次に、4ページでございます。基金、それから公債費、起債残高の状況でございます。

まず、基金の状況につきましては平成26年度3月補正後の積立取崩による基金残高28億8,700万円でございます。積立額は、地域活性化及び定住促進基金それぞれ2,000万円を積み立ていたします。基金の取崩予定額としましては、財政調整基金2億5,000万円余り、地域の元気臨時交付金基金3億6,000万円余り、教育施設整備基金1億3,800万円余りを、それから定住促進基金4,440万円余りを、地域活性化基金、これは2,100万円余りとなっております。

なお、現在交付税が約29億交付されております。今後3月分は特別交付税として入ってまいりますので、現在の決算状況等々勘案いたしまして財政調整基金

の繰り入れの調整を行うか、または新たな基金の積み立て、いずれかの検討をしてまいりたいというふうに考えております。その結果、平成24年度末程度の決算額になるのではないかとということで、現在試算をいたしているところでございます。

公債費の状況につきましては、新たに借り入れます15億2,400万円、それから償還、27年度の償還金が5億円、差し引き10億240万円余りの増額で73億6,000万円が起債残高となります。

簡単ではありますが、以上で歳入歳出の概略を終わらせていただきます。

続きまして、平成27年度当初予算主要事業というものをお手元に配付しておると思いますが、これは総合計画に基づきます四つの基本事理念とに各主要事業を取りまとめております。この主要事業の詳細につきましては、後日開催されます予算特別委員会で説明させていただきたいというふうに考えておりますので、一般関係予算につきましては以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 4ページでもちょっと起債残高が急にふえているんで、昨年度は中学校の建設ということで町債を18億5,900万借りた。今年度もまだ15億の町債を見込んでいるということで、なかなか町の自主財源がふえない中で町債がふえていくということですが、これはもう少し、これで大規模なハード事業終わるんで、これがことしぐらいだという見込みなのか、もっとこれからも町債の起債が続くのか、そこら辺についてはどのような見通しを持っているんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 今後の公債費の見通しというようなことでございますが、このたび過疎債のほう12億、それから防災・減災のほうで6,000万というようなことで、それぞれ据置期間がございまして償還が始まりますのは平成31年、33年あたりでございます。現在、シミュレーションいたしましたところが平成31年度あたりがピークになろうかと考えておりますが、先ほど議員のほうのご指摘にありましたように大型事業は終了ということでございますが、き

よりの提案理由の中にありましたように、今後新しい図書館の建設等々が入ってまいります。そういったことを踏まえましてこのままで推移するのかということですが、そのあたりの整備の検討が十分必要となつてこようと思っておりますので、その平成31年のピーク、これまでは試算ではいわゆる公債比率18%を超えるというような試算はいたしておりませんので、何とか上回らないのではないかとシミュレーションをいたしておりますが、やはり油断を許さないところでありますので、そのあたりは今後の政府の検討が出てきた時点でまた検討していく必要があるのかというふうには考えていますが、一応今年度保育園の整備ということで起債のほうを借り入れしているようにしておりますので、そういったことも勘案しながら今後検討はしてまいりたいというふう考えております。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 今回の説明で起債のピークが平成31年ぐらいになりそうだという話でした。きょうの議運の委員会の中でも私もちょっと質問したんですが、本来なら総合計画が昨年9月に変更されて、それに財政規模も大きく変更したので、あわせてそういう将来の見通してある行財政改革プランというものが本来なら変更されて今年度提出されたほうが、議会としても今後の財政状況というものが検討しやすいのではないかなという感じがしています。これから行革プランというものについてはどのような感じが出てくるのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 今後の行革プラン、総合計画との整合という点でございます。実は昨年に総合計画の見直しを行いました時点で、行革プランとの整合をどう図っていくかということで、取り急ぎ財政計画をシミュレーションをすること考えております。本年度中には財政計画の見通しを立てて、次期議会にはまた報告をさせていただこうというふう考えておりますが、行財政改革プランの策定につきましては、昨年の10月から地方創生という部分がまた新たに策定が必要となつてまいります。あわせて、昨年から行っております公共施設の総合管理計画というものも今計画を立てております。これは27年度の12月を目途に総合管理計画を立てることとしておりますので、総合計画、それから公共施設の総合管理計画、それからまた、9月を目途に策定を行います地方創生の総合戦略を加味したものを、行財政改革プランの財政計画に反映したものを27年度中には当然作成する必要があるかというふう考えております。現在そう

いう計画ではおります。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の議会費から民生費までの質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） この中で大きな事業で今年度保育園の一園化の、土地の取得費も含めた予算ということを知っていますが、この辺大体の土地の面積とか建物の規模というようなものはどのような試算でいるのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 執行部、どちらが答えますか。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 27年度の一般会計予算のほうに予算的には盛り込んでおりますが、規模でありますとか、それから用地の取得面積、これらにつきましては内部で検討を重ねた結果、大体定員という将来の児童の推計におけます定員規模というものをベースに必要な施設の大きさというものを割り出しております。また、それに係ります敷地面積、これらにつきましても一定の面積規模というものを算定しておるところでございます。したがって、それに見合う予算というものを27年度の中で掲示をさせていただいております。以上です。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） だから、その積算の根拠となる土地代がこれ、面積がこのくらい必要で土地代としてこのくらいの予算を考えている、建物としてはこのくらいの大きさのものが要と思うんで建物にはこれくらいの予算を考えているという、そこら辺の大ざっぱな内訳的なものはどうなんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 今の質問についての大ざっぱでありますけども、施設におきましては定員ということを申し上げておりますが、大体2,000平米規模のもの、それから用地としては全体で9,000平米ぐらいになるだろうというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎）　　今、用地で9,000平米という話が出ましたが、これは当然保育施設として9,000平米が必要だという算定だということですね。

○議長（谷口雅人）　　西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己）　　現状の保育園におきましては、駐車場もなく不足しておる状況もあります。また、運動場、これにつきましても現状においては非常に手狭であると。しかも統合するということになりますと、一園化ということになりますとゼロ歳児から就学前までの児童をお預かりするわけでございます。そうなりますと、そのニーズに見合った建物の施設、そして運動場の規模というものも必要になってまいります。それらを対応性のある保育を行う上で必要な面積というものは、大体全体像としましては9,000平米は必要であるという思いで考えておるところでございます。以上です。

○議長（谷口雅人）　　ほかにありませんか。

4番、岩本議員。

○4番（岩本富美男）　　今、面積とか見積もりとか出てますけど、これから新しくするので50年先、100年先をにらんだようなものを建てていくとなると、中学校は今までのところにして、自分としては西日本一のものが建ったなと思っておるんですけど、今度は日本一のものを建てるぐらいのエネルギーを持ってやってもらいたいと思います。

○議長（谷口雅人）　　答弁を求めますか。

○4番（岩本富美男）　　いえ、求めません。

○議長（谷口雅人）　　議案に関する部分についての質問でありまして、意見については控えていただきますようお願いいたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　　質疑なしと認めます。

次に、衛生費から土木費までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　　質疑なしと認めます。

次に、消防費から予備費までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

次に、債務負担行為から地方債についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

最後に全体を通して質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第29、議案第4号 平成27年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算の補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長(國政昭子) 議案第4号 平成27年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算、134ページからとなります。歳入歳出予算の総額はそれぞれ10億9,642万4,000円とするものです。3月1日現在の国保加入世帯が1,186世帯、被保険者2,024人の方の国保事業に係る経費であります。

歳出につきましては147ページとなります。主に保険給付費6億6,144万6,000円、後期高齢者支援金等は1億1,018万8,000円、介護納付金5,003万9,000円、保険事業費が1,270万2,000円など、平成26年度の決算見込みを勘案して計上しております。また、平成27年度から共同事業拠出金につきまして医療費に係る費用の1円以上が対象となったため、昨年の当初の約2.3倍に当たる2億2,811万9,000円と大幅な増額となっております。

歳入につきましては141ページとなります。それぞれの給付に伴った国、県等のルール分、また前期高齢者交付金につきましては、平成24年度分の精算と国が示す算定のシミュレーションに基づいて計上しております。また、今の見込みといたしまして財政調整基金国保税を調整して予算計上しておるものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長(谷口雅人) 説明が終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第30、議案第5号 平成27年度智頭町簡易水道事業特別会計予算の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○税務住民課参事兼水道課長(藤森啓次) 失礼いたします。平成27年度智頭町簡易水道事業特別会計予算について説明させていただきます。

予算書は161ページからでございます。歳入歳出総額はそれぞれ905万円となっております。

1ページはぐっていただきまして162ページ、歳入につきましては簡易水道18施設、専用水道4施設からの給水使用料並びに一般会計からの繰入金を計上しております。

1ページ進んでいただきまして163ページ、支出につきましてはですが、簡易水道費、水道普及費、この予算の大部分を占めているのが簡易水道、専用水道に係る水質検査手数料であり、約860万円ほどかかっております。その他としては水質検査用の検査薬品代、燃料代、管理者報奨金等を計上しております。以上であります。

○議長(谷口雅人) 説明が終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第31、議案第6号 平成27年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） 失礼します。予算書の168ページをごらんください。議案第6号 平成27年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、歳入歳出予算の総額はそれぞれ813万8,000円としております。

まず、歳入についてであります。173ページをごらんください。補助金としまして資金の貸付金償還事業に係ります住宅新築資金の償還推進事業補助金、県の補助金であります。24万3,000円、諸収入としまして住宅改修資金、住宅新築資金、宅地取得資金貸付金の償還金をそれぞれ見込んでいるところであります。

次に、歳出についてですが、174ページをごらんください。住宅改修資金貸付事業、住宅新築資金貸付事業、宅地取得資金貸付事業において一般会計への繰出金を、新築資金貸付事業、宅地取得資金貸付事業ではまだ起債の償還に要する経費をそれぞれ計上しております。また、住宅新築資金償還推進助成事業では資金貸付金の償還推進に係ります職員の人件費と事務経費をそれぞれ計上しております。以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第32、議案第7号 平成27年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

- 総務課長（葉狩一樹） 180ページでございます。議案第7号 平成27年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算。

185、186ページをごらんいただきたいと思います。歳入歳出それぞれ1万4,000円を計上いたしております。これはこの特別会計から土地開発基金に利子分としてそのまま積み立てるものでございます。以上でございます。

- 議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第33、議案第8号 平成27年度智頭町公共下水道事業特別会計予算の補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

- 税務住民課長（矢部 整） では、187ページをごらんください。議案第8号 平成27年度智頭町公共下水道事業特別会計予算、予算の総額は歳入歳出それぞれ3億1,557万1,000円としております。

まず、歳入についてであります。193ページをごらんいただきたいと思っております。公共下水道事業分担金を150万円、施設使用料を7,667万1,000円、一般会計からの繰入金につきましては1億5,670万円、前年度繰越金は300万円、地方債であります資本費平準化債につきましては7,770万円をそれぞれ見込んでおります。

次に、歳出についてであります。194ページをごらんください。194ページから195ページにかけては、一般管理費でございます。これは下水道事業に係ります職員の人件費ほか事務経費、それから各種業務委託料その他の下水道施設の維持管理費をする経費であります。195ページの施設整備費ですが、平

成26年度は智頭テクノパークの下水道の管路施設の布設に係る事業費を措置しておりましたが、平成27年度は整備事業を予定しておりませんので、事業費も計上しておりません。

はぐっていただきまして196ページですが、これは公債費であります。下水道事業に伴います過去の長期債の償還で元金利子を措置しております。以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 歳入の使用料が減ってくるんですけど、これはもう使用料の減少というのはこれからずっと続くというような見通しになるんでしょうか。当然人口減少、世帯が減少することによって多分使用料が減っていくんじゃないかなと思うんですが、ここら辺の見通しについてはどうでしょうか。

○議長（谷口雅人） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） ご指摘のとおり人口の減少、世帯数の減少によりまして、これからの使用料の収入はなかなか厳しいものになるかと思っております。ただ、27年度の予算で見込んでいるものにつきましては現年度分、当年度分の歳入については26年度、27年度そんなには減らないという見積もりであります。ただ、ここで270万円程度減っておりますが、これは過去の滞納分収入につきまして26年度かなりの収入があるもので、27年度につきましてはそれだけの確保が難しいということで、滞納分についての予算額を減らしておりますので、その差が出ております。以上であります。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） 194ページの修繕料900万上がってますけれども、具体的にどのような修繕か。

○議長（谷口雅人） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） 公共下水道ですので、処理施設、それから管路施設、それと合わせてポンプ施設というのがありまして、一番大きいのはポンプ施設の更新ですね、ポンプの更新。中継ポンプの更新事業というのが一番大きいものです。それとあわせまして処理槽の老朽化した機械の修繕というのが今回ウエートを占めていると考えております。以上です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第34、議案第9号 平成27年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算の補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） それでは、予算書の203ページをごらんいただきたいと思います。議案第9号 平成27年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算、歳入歳出の予算総額はそれぞれ3億8,797万2,000円としております。

まず、歳入についてですが、209ページをごらんいただきたいと思います。農業集落排水事業の分担金を6万円、施設の使用料を4,917万3,000円、排水施設の指定工事店の登録手数料、これは更新期間の年になりますので、ちょっと多目に21万円。また、前年度繰越金を200万円、それぞれ見込んでおります。また、一般会計からの繰入金につきましては2億4,502万9,000円を措置しております。

210ページの雑入につきましては、石田地内の県道工事が計画されておまして、それに伴います下水道管の移転補償費として100万円を計上しております。また、地方債であります資本費平準化債を9,050万円見込んでおります。

次に、歳出ですが、211ページから212ページにかけては一般管理費です。これは農業集落排水事業に係る職員人件費と事務経費、また各種業務委託料など、町内5施設の浄化センターや管路、マンホールポンプなどの施設や設備の維持管理に要する経費であります。また、歳入でも説明しました県道工事に伴う下水道管の移転工事費100万円を措置しております。

212ページの公債費としましては、農業集落排水事業に伴う起債の償還及び利子及び還付金であります。以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第35、議案第10号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計予算の補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 予算書の220ページをごらんください。議案第10号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計予算、歳入歳出の総額はそれぞれ10億9,082万7,000円とするものです。この会計は、65歳以上の1号被保険者及び40歳以上65歳未満の承認を受けた2号被保険者を合わせた、2月末現在2,851名の介護保険事業に係る費用を賄うためのものでございます。

歳出につきましては230ページとなります。主に全体として保険給付費、これが10億638万6,000円となります。地域支援事業の総合計が3,953万4,000円となっております。総務費といたしましては2,075万円及び介護予防サービス事業に1,865万5,000円、それぞれに係る経費を計上しております。

歳入につきましては226ページからとなっております。それぞれの事業に対する国県支払基金、町のルール分と保険料、介護予防サービスの収入及び繰越金をもって措置しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第36、議案第11号 平成27年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算の補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長(國政昭子) 予算書の245ページをごらんください。議案第11号 平成27年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算、予算の総額が歳入歳出それぞれ7,791万6,000円とするものです。この会計は智頭町の心和苑及び智頭デイサービスセンターの維持管理に要する経費を賄うものでございます。

歳出につきましては251ページからとなります。社会福祉協議会に運営資金として貸し付けている貸付金の返還金を積み立てる経費として1,000万、心和苑、デイサービスの起債償還に伴う経費といたしまして6,393万9,000円、施設の修繕料、保険料等といたしまして1,397万7,000円を計上しております。

歳入につきましては一般会計からの繰入金、貸付金元利収入、社会福祉協議会からの寄附金等をもって措置しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第37、議案第12号 平成27年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長 (國政昭子) 議案第12号 平成27年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算、予算書の253ページからとなります。予算の総額が歳入歳出それぞれ9,035万3,000円とするものです。これは75歳以上の方や一定の障がいなどにより認定を受けた方が智頭町では1,744名あり、その方々の医療費に係る費用を保険料や負担金として広域連合に納める会計の費用でございます。

収入のほうにつきましては258ページとなります。町からの繰入金、後期高齢者の保険料をもって措置しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長 (谷口雅人) 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (谷口雅人) 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第38、議案第13号 平成27年度智頭町水道事業会計予算の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○税務住民課参事兼水道課長 (藤森啓次) 失礼します。議案第13号 平成27年度智頭町水道事業会計予算について説明させていただきます。

まず、1ページでございます。給水戸数1,017戸、年間総給水量27万2,455トン、1日平均給水量746立米。主要な建設事業としましては第一水源

地送配水老朽管布設替工事ということで3,024万円を組んでおります。

20、収入と支出でございますけど、収入のほう21ページをごらんください。維持管理上必要な経常収支のうち収入につきまして、営業収益である給水収益はほぼ平年どおりではございますが、営業外収益である長期前受金の戻入れが増額となったために、水道事業収益全体としては昨年度に比べて370万円ほど増額となっております。

それで22ページ、支出でございますけども、営業費用の総係費の人件費、貸倒引当金等は減少になっておりますけど、営業外費用である繰延勘定償却費というものが増額となっております。それ以外はほぼ例年どおりでございますが、収益がふえたためにその差額については予備費で調整をいたしております。

最後、収益的収入及び支出についてですが、26ページに提示をしてございます。本年度については資本的収入はございません。資本的支出に関しましては建設改良の、先ほど言いました主要な事業で小学校裏の老朽化した送配水管の布設替工事費用として3,024万、同設計委託費569万円程度組んでおります。前年度に比べて大きく下がっておりますのはテクノパークの費用が大きかったためでございます、その他は通常どおりでございます。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第39、議案第14号 平成27年度智頭町病院事業会計予算の補足説明を求めます。

寺谷病院事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） では、議案第14号 平成27年度智頭町病院事業会計予算につきまして概要を説明いたします。

まず、平成27年度におきましては介護報酬の改定、マイナスの2.7%ということで、病院におきましては老健施設を持っているため、昨年に引き続き厳しい経営になると考えております。智頭病院は地域包括ケアシステムの構築に努め、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられるまちを目指します。入院から在宅までの医療、介護サービスを行いながら、365日24時間救急医療体制を確保し、地域の方々が安心して暮らせるよう安全な医療、介護サービスを提供してまいります。

当初予算につきましては1ページをごらんください。第2条に業務の予定量を出しておりますけども、病床数99床ということで、まず1日当たりの患者数を一般病棟47.5人、病床利用率91.3%、療養病棟45.5人、利用率96.8%、介護老人保健施設44人、利用率97.8%、外来患者1日当たり208人を見込んだところです。第3条の収益的収入及び支出で、1款で病院事業収益18億7,349万6,000円、病院事業費用18億4,497万4,000円を見込みまして、最終的な収支は当期純利益2,852万2,000円の黒字を見込んでおります。以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、高橋議員。

○2番（高橋達也） 町長の提案理由の中にもございましたが、開院60周年だそうでございます、細かいことは委員会で説明していただければ結構ですけど、この場でざっくりしたどんなことを計画されているのか、もし現時点でわかれば説明してください。

○議長（谷口雅人） 寺谷病院事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） まだ細かい詳細については決めておりませんが、大ざっぱなことと言えば記念誌の発行と、あと、ほのぼのフェスタのときに60周年を記念しての講演会を考えております。以上です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第28、議案第3号 平成27年度智頭町一般会計予算から日程第39、議案第14号 平成27年度智頭町病院事業会計予算までの12議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、日程第28、議案第3号から日程第39、議案第14号までの12議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時50分

再 開 午後 2時51分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の互選の結果、正副委員長が決まりましたので報告します。

委員長に南肇議員、副委員長に石谷政輝議員、以上のとおりです。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時51分

再 開 午後 3時00分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから日程第40、議案第15号 平成26年度智頭町一般会計補正予算（第8号）から日程第51、議案第49号 工事請負契約の締結についての一部変更についてまでの12議案の補足説明及び質疑を行います。

なお、この12議案については、本日可否決定を行います。

日程第40、議案第15号 平成26年度智頭町一般会計補正予算（第8号）の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 補正予算書をごらんいただきたいと思います。1 ページです。議案第 15 号 平成 26 年度智頭町一般会計補正予算（第 8 号）でございます。あわせて平成 26 年度 3 月補正予算概要、これをごらんいただきたいと思います。この補正予算概要によりまして概要の説明をさせていただきます。表の左端の数字は補正予算書のページでございますので、あわせて補正予算書もごらんいただきたいと思います。

まず、全体的には各種事業の実績に伴います補正でございます。

まず、概要書は 1 ページでございます。補正予算書では 20 ページです。

議会費につきましては、決算見込みに基づき調整を行っております。それから、同じく総務費の財産管理費であります。決算見込みに基づきます調整のほか、町有地内の転落防止施設等の工事費の増額をさせていただいております。

それから、補正予算書では 21 ページにわたりますが、まちづくり事務費につきましては若者定住等による集落活性化総合対策事業の実績によります増額を、水力発電周辺地域整備事業及び行政情報システム推進費につきましてはそれぞれ決算見込みに伴う減額を、また移住定住促進事業につきましては U J I ターン、住宅支援事業の増額を、また地方創生先行型事業として定住促進対策補助金、これは住宅改修及び家賃助成ですが、これを追加するため増額補正措置をしております。また、みんなで支え合う地域づくり総合対策事業補助金につきましては、事業の対象がなく減額をいたしております。百人委員会では自立と持続を推進するまちづくり交付金の実績に基づきます減額措置をしております。

補正予算書の 21 ページでございます。交通安全対策費につきましては智頭小学校前に「減速」という注意喚起表示を行うこととしております。それから、地域活性化推進費、日本ゼロ分のイチ村おこし運動及び疎開保険事業、それから補正予算書は 22 ページにわたりますが、交通政策費のコミュニティバス運行事業、これはそれぞれ実績に基づく措置をいたしております。

同じく補正予算書は 22 ページから 23 ページです。衆議院議員、それから農業委員会委員、土地改良区選挙費の実績に伴います減額措置を行っております。統計調査費でも実績に伴う措置をいたしております。

次に、概要書のほうは 2 ページでございます。補正予算書では 24 ページ。社会福祉総務費の国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては決算見込みに基

づく増額を、それから臨時福祉給付金給付事業につきましては、町内1,880人に支給いたしますその後の実績に伴います減額をそれぞれ措置いたしております。障害者福祉費では、実績に基づきます給付費を減額しております。それから、特別障害者手当等支給事業につきましては、これも実績に伴います減額をそれぞれ行っております。それから、老人福祉費では後期高齢者医療連合負担金の増額を、また後期高齢者医療特別会計への繰出金では、同じく決算見込みに基づきます減額措置をそれぞれ行っております。

次に、補正予算書は25ページをごらんいただきたいと思います。概要書のほうは3ページでございます。母子父子福祉費では母子生活支援施設入所扶助費及び児童扶養手当を、また、その次の児童手当給付費及び子育て世帯臨時特例給付金事業につきましても、それぞれ実績見込みに基づく減額措置をしております。なお、この子育て世帯臨時特例給付金は631人に給付したところでございます。また、生活保護費につきましては委託料の減額措置をいたしております。

次に、補正予算書は26ページです。概要書のほうは同じく3ページでございます。健康増進事業費の健康診査事業及び後期高齢者等健康診査事業につきましては、健康診査の委託料の実績に伴います減額措置をいたしております。じん芥処理費につきましては一般廃棄物の焼却委託料の実績見込みに伴います減額を、また工事請負費ではクリーンセンター解体費の減額をいたしております。

補正予算書は27ページでございます。上水道事業費の上水道事業会計繰出金につきましては、テクノパーク上水道施設整備費の確定によります減額措置でございます。それから、病院施設費につきましては、修繕に伴います繰出金の増額措置をいたしております。

次に、補正予算書は同じく27ページでございます。概要書のほうは4ページでございます。農林水産業費の農業振興費におきましては、鳥獣等被害防止事業としまして鹿等の捕獲奨励金の増額措置をいたしております。

それから、補正予算書28ページです。地域農業振興プラン支援事業につきましては、がんばる農家プラン事業補助金、それから耕作放棄地再生利用事業補助金について実績に伴います減額を。それから、ホンモノの農産物づくり推進事業では、ホンモノの農産物販路開拓事業補助金のほか、実績見込みに伴います事業費全体の減額措置をいたしております。

概要書は同じく4ページで、補正予算書は29から30ページにわたります。

林業振興費でございます。さきの臨時議会で地方創生先行型事業として補正予算を計上させていただきました智頭杉保全住宅整備事業につきまして、国のほうとの協議によりまして先行型事業はソフト事業が最優先されるということで工事請負費等減額して、新たに智頭町産材住宅の建設支援補助金を追加をいたしました。それから、森林整備地域活動支援交付金事業につきましては、作業路網の実績見込みに伴います減額を。森づくり作業道整備事業補助金につきましても県の事業費拡充によります減額措置をいたしております。緑の産業再生プロジェクト事業につきましては、国の補正によりまして森林境界明確化補助金を増額いたしております。

補正予算書は31ページで、概要書は5ページでございます。公共林道事業につきましては事業費の確定による減額をいたしております。また、県営林道事業費につきましては未実施による負担金の減額措置をいたしております。商工振興費では貸付金の実績に基づきます減額を、それから、観光費では夏まつり事業の補助金の額の確定によります減額措置をいたしております。

補正予算書の32ページでございます。土木費、土木総務費につきましては提案理由にもありましたが、土地開発公社の経営健全化を図るため、不良債務を計画的に解消することとしておりまして、このたび智頭テクノパーク造成事業に伴います未精算額への補填、それからふれあい橋のほのぼの側の用地の購入差額分につきましては土地開発公社に対する補助金を計上いたしております。道路維持費につきましては、町道の修繕に要する経費を増額いたしております。除雪事業では、これも提案理由にありましたが、除雪委託料の増額をいたしております。社会資本整備総合交付金事業につきましては、用地買収費を土地開発公社の補助金に振り替えたことによりまして減額となります。また、社会資本整備事業費の確定に伴う減額措置をいたしております。それから、下水道事業費では、公共下水道事業特別会計への繰出金ということで、テクノパーク下水道施設整備工事費の確定によります減額措置をいたしております。

補正予算書34ページです。消防施設費につきましては、小型動力ポンプ5台の購入入札残を減額いたしております。

同じく補正予算書34ページ、概要書は6ページでございます。智頭小学校の管理事業につきましてはグラウンドの工事、それからエアコン増設工事、これの減額の措置でございます。智頭小学校教育振興費につきましては、要保護・準要

保護児童援助費の実績見込みに基づく減額のほか、35人学級の寄附金を当初見ておりましたが、その減額をそれぞれ措置いたしております。

補正予算書35ページです。中学校教育振興費では、教材用のタブレット端末の借り上げ料の減額を。また要保護・準要保護児童援助費の実績に基づく減額をそれぞれ措置いたしております。中学校改築事業につきましては、地域の元気臨時交付金基金への充当ができますので、財源組み替えを行っております。

補正予算書36ページでございます。社会教育施設費につきましては、集会所職員の人件費の減額措置をしております。社会同和教育費につきましては、高等学校等就学奨励金及び就学支度金の実績見込みに伴います減額措置をいたしております。

補正予算書37ページです。概要書は7ページでございます。林道施設災害復旧事業につきましては、事業費の確定に伴います減額措置をいたしております。

以上、合計2億2,685万1,000円の減額補正となっております。

なお、歳入につきましては、補正予算書9ページをごらんいただきたいと思います。簡単に説明させていただきますが、地方譲与税の増額から以下町債の減額までトータルで2億2,685万1,000円の減額ということでございます。主なものにつきましては、国庫支出金のうち地域住民生活等緊急支援交付金の減額のほか、教育施設整備基金、元気臨時交付金基金繰入額の減額。町債につきましては、過疎債を中学校改築事業充当分としておりましたが、先ほど申しましたように元気臨時交付金事業費への振り替えによりまして基金の振り替えが可能となりまして減額となっております。

以上が補正予算の概要でございます。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出の款ごとに議会費から民生費、衛生費から土木費、消防費から公債費の4区分に分けて行います。

質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

まず、歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の議会費から民生費までの質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 補正予算書21ページのこの若者定住等による集落活性化総合対策補助金の減ですが、これは具体的にどういうもので減額になったのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） この事業は限界集落に特化した若者定住による集落活性化事業ということで、町内の限界集落で地域活性化プランを立てた集落に対する若者定住の支援事業でございます。当初3名で予定しておりましたが、平成26年につきましては2名の支援ということで、1名減による減額の措置でございます。以上でございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 同じくその下のこの定住促進対策補助金ですね、これは今年度にこの補正でやるのか、言われたように繰り越しで27年度でやるのか、これはどういう性質のものでしょうか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 本年度で行うものと、それから今年度補正予算で予算措置をして27年度に繰り越すものと両方がございます。この今回のここにおきましては、今年度で行うものの増額の措置でございます。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） で、具体的に、じゃあ、これはお試し住宅じゃなくて、空き家対策で改修費用等でこれは何名かのことをやるということだと思うけど、その具体的な中身はどうでしょうか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 定住促進対策補助金の内容につきましては、住宅支援事業、住宅の改修、新築等に伴うもの、それから宅地の取得助成事業等ございますけども、この中では住宅の支援事業3件、それから宅地の取得事業2件を措置をしております。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

- 7番（岸本眞一郎） この宅地取得は町内の人でしょうか、それとも町に来た人が宅地取得した、そこら辺についてはどうでしょう。
- 議長（谷口雅人） 岡田企画課長。
- 企画課長（岡田光弘） これにつきましては智頭町内の宅地を取得された者ということでございます。
- 議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。
- 7番（岸本眞一郎） 私はその宅地を取得した人が町内在住の人か、移住してきた人かということですが、どうでしょう。
- 議長（谷口雅人） 岡田企画課長。
- 企画課長（岡田光弘） 町内の宅地を取得された者ということでございますので、それにつきましては、ここで言う定住促進対策補助金の中におきましては、智頭町の定住を促進するための補助でございますので、町内の在住者でも対象になるものでございます。
- 議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。
- 7番（岸本眞一郎） その対象者はわかるんですが、実際に宅地を取得した人が、町内に在住していた人が取得したのか、外から移住してきた人が取得したのか、そこら辺はわかりませんかと言ってるんです。
- 議長（谷口雅人） 岡田企画課長。
- 企画課長（岡田光弘） この中には両方が入っておりまして、町外から移住された者が智頭町に定住される場合に宅地を取得されるための支援もございまして、町内の方が新たに住宅地、宅地を取得して定住を図るためのもの、両方がございまして。
- 議長（谷口雅人） 岸本議員、よろしいですか。
- 7番（岸本眞一郎） いや、どうもちょっと議論がかみ合わないんで、その取得、当然両方が取得できるという性質はわかるんですが、実際に取得した人……。
- 議長（谷口雅人） 岸本議員、ちょっと待ってください。  
岡田企画課長。
- 企画課長（岡田光弘） 26年の200万円、1件が100万円でございますけども、その中には町内在住者1名、それから移住者1名ということで1名ずつということでご理解いただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） ほかにございませんか。

6番、平尾議員。

○6番（平尾節世） 24ページの臨時福祉給付金が465万円減になってるんですが、これは対象者の何%ぐらいが受け取られて、ほぼ行き渡ったということも以前聞いたんですけど、それで予算が残るのはおかしいですし、大体何%ぐらい行き渡ったんでしょう。

○議長（谷口雅人） 國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 当初の見込みでは2,000件を見込んでおりました。ただ、対象として申請のあった方というのは1,880人ということで、率にして約94%ということであります。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費から土木費までの質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） 30ページの工事請負費、林業振興費なんですけども、農業、林業を志す人に対して家を建てましょうということだったんですけれども、先行型ということでこれを工事請負費をやめましたと、そこはわかりました。その後、智頭町産材住宅建設支援補助金を500万新たに追加しました。これもわかりました。ですけど、結局家を建てるんですかね。

○議長（谷口雅人） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） 先ほども概要説明でありましたとお取りやめまして、それで27年度からつくります総合戦略の中でこの住宅建築につきましても盛り込みまして、28年度以降に取り組むということで今、検討しております。

○議長（谷口雅人） 5番、中野議員。

○5番（中野ゆかり） なので、27年度は建てないけれども、この智頭町産材住宅建設支援事業の補助金の500万の使い方というか、どういう補助金なのか、具体的な事業の内容を説明をお願いします。

○議長（谷口雅人） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） 智頭町産材住宅建築支援事業補助金につきましては、概要は町産材を使って住宅を建てる方、この場合に施主さんに30万の補助金。それと、それを設計する工務店さん、それを加工する製材所、それぞれ町内の業者さんという限定をつけましてそれぞれに10万ずつ。合わせて1棟建てるごとに50万。これを10棟ということで500万ということで事業を考えております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

6番、平尾議員。

○6番（平尾節世） 今の中野議員の質問に引き続いてですが、県の補助が県産材を使った場合ありますね、それは設計の段階であっても少しでも、基礎でも何でも少しでも建築にかかってたらもうだめということなんですが、こちらの町の予算のほうはそういうくくりはなしで、どういう段階で出すかとか、そういうところまでも決まっているんですか。

○議長（谷口雅人） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） 詳細につきましては、これから詰めてまいります。が、イメージといたしましては県の補助の上に町産材を使っていけば上乗せをするというイメージで考えております。

○議長（谷口雅人） 6番、平尾議員。

○6番（平尾節世） 県の補助の上乗せはいいんですが、現在の県の補助の使い方だとちょっとどういうんだか、すごく使いにくいんですよ。そういう声が多くって、それで現実に新築をしてても、県産材を使ってても使わないという人がかなりあるようなんです。私が知ってる人でもかなりあるんですけど、そういうところを勘案して、智頭町は上乗せは上乗せであっても、もし県のほうが不可能であっても町としてはしますよってというような形に、できたらしていただけたらありがたいなと思います。意見かな。

○議長（谷口雅人） 平尾議員、議案に対しては。

意見ではなしに質問ということで、今回に関しては答弁は必要ありません。

ほかにありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 28ページの農業振興費の中の青年就農給付金、こうやって年度末に予算が執行ということですが、これは年度途中でもこれ満額の15

0万というものが支給されるのか、そこら辺これは1年間就農して150万なのか、そこら辺はどういう運用の仕方なんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） 1人当たり150万で、前期、後期に分けて、2回に分けて支給をしております。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） だから、今回のこの青年就農給付金の部分で、これはもう従来から当初予算から組んでる方の給付金なんでしょうか。それとも、年度途中で例えば認定されたとか何とかということでもこれは150万支給されるということですか、そこら辺どうなんでしょう。

○議長（谷口雅人） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） 平成26年度におきましては、就農されていた方がご結婚されまして、奥様がさらにこの給付金の対象になるかという方が2人おられまして、この部分で150万増ということになっております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 土木費のこの土地開発公社の補助金です。

○議長（谷口雅人） 岸本議員、ページを示してください。

○7番（岸本眞一郎） 32ページです。

○議長（谷口雅人） はい。

○7番（岸本眞一郎） で、今回4件、公営住宅建設用地の取得事業と、あとは設計委託料、立ち退き補償費というような形になってるんですが、開発公社の本来の性格というのは、町に委託をされて土地を先行取得するというような形で土地を買い上げる。で、後で町が買い戻して、買うときには適正な価格ということで若干そこで差額が生じるので、それを補填するという意味合いの部分ではある程度趣旨がわかるんですが、本来開発公社がこういう設計業務委託料を払っていくというような形が開発公社の性質としてこれはあり得たものなんでしょうか。これはどういう経緯でこういうものが入ったんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 安藤地域整備課長。

○地域整備課長（安藤充憲） 当時の課長じゃないので、内容についてはよくわかりません。

- 議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。
- 7番（岸本眞一郎） いや、担当課長がその当時わからないというのか、当然これは平成に入ってからのことだと思います。本来開発公社というのはそういう資産価値のあるものをお金を出して取得するんですが、こうやって無形のものに対してお金を出して、結局何も担保価値のないものが手元に残るということは本来、私はあり得ない話だと思ってるんですが、それが現在こういう形でずっと毎年利子が膨らんで相当な額になってきた。三つを合わせると大方、本当に5,000万近くになるような金額ということで。今回そういうものを処理をするということについて、何かある程度財政的な余裕ができたからやるというのか、そこら辺はどういう状況でしょうか。
- 議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。
- 総務課長（葉狩一樹） 議員ご指摘のように、本来土地開発公社がどうなのかというあたりの議論は、公社にとってそのあたりの、例えば住宅開発でもできるわけですので、当時はそれができることによってこの三田山の造成の測量設計なりを行ったものというふうに私は理解をいたしております。当時そのものが最終的に不良債務として残っておりますので、財政的に余裕ができたからという部分ではなくて、やはりある程度のこういう後々に不良債務が残っていくことは昨年度から解消していこうということで、土地の売買の差額の補填をしたりしてきましたので、今回改めてこの形のない部分についての不良債務は解消しようということで、財政的に厳しい中ではありますが、まず不良債務の解消が一番だということで、今回補正で計上させてもらったようなところでございます。
- 議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。
- 7番（岸本眞一郎） じゃあ、開発公社は当時そういう宅地造成的な事業をやっていた、やっていたからこういう設計委託料的なものが不良債務として残った、そういう解釈でよろしいんですね。当然三田山の宅地造成を開発公社がやって、そのときのこういうものが不良債務として残ったんだという今、総務課長の説明はそういうぐあいに受けとめれたんですが、本当にそうなんでしょうか。
- 議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。
- 総務課長（葉狩一樹） 私の方発言をしましたのは、当時そうやってやったというものではなくて、そういうこともできたからやられたということで、ただここで公社のことを議論するわけじゃございませんが、財政的なことで今回の補助

金をどうされたかということでの答弁をさせていただいたまででございますので、当時そういうことが開発できたからやったとかっていうことは、私のほうからはその発言については先ほどの確認があってそういうことをやったということではありませんし、そもそも私のほうから公社のことで発言することは差し控えさせていただきます。

○議長（谷口雅人） 岸本議員、開発公社につきましては議会の所管外であるということで、質問に変更あるようでしたら続けていただいて結構ですけど。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 今回の4件の中の公営住宅建設用地取得事業、これは場所と面積等についてはどういうものでしょうか。

○議長（谷口雅人） 安藤地域整備課長。

○地域整備課長（安藤充憲） 場所につきましてはふれあい橋の渡り切ったところの病院側の部分のところで、前回6月補正で計上させていただきました。その中で社会資本事業で買える部分というのは適正価格で買える部分、その部分は社会資本事業のほうでしておりますけども、それ以外の簿価になるという部分を、今度は土地がなくなるんで、社会資本のほうで土地のほうは買いますので、ですからその辺の含み損の部分をこちらの委託料のほうに、負担金及び交付金のほうに振り替えられたものです。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 面積は以前出た700平米という土地と同じものという認識でよろしいでしょうか。

○議長（谷口雅人） 安藤地域整備課長。

○地域整備課長（安藤充憲） 正式な平米数は今ここに資料を持ち合わせておりませんので、後ほど答えさせていただきます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、消防費から公債費までの質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

最後に、再度一般会計全体にわたっての質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎）　　今回、総額2億2,000万という大幅な減額ができたんですが、これは特に毎年決算のときに不用費がたくさん出るという指摘が出ておりました。なるべく減額補正等をして年度内に適正に処理をするようにというような監査からの指摘も出ておりましたが、今回はそういったことも受けて、実際に年度内にしっかり減額ができるような対応をしてこれだけ大きな、2億2,000万というような大きな額の減額補正になったんでしょうか。そこら辺はどういう要因でこういうことになったんでしょうか。

○議長（谷口雅人）　　葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹）　　補正予算の概要の中でもるる説明をさせていただきましたが、やはり事業の実績、大きなものはクリーンセンターの解体の3,000万でありますとか、先ほどの社会資本整備の関係での事業費、これが減額になった部分、そのほか県営林道の負担金の実績がゼロとか、そういう部分を積み上げてまして今回の減額補正ということでございますので、事業費をどういいますか、不用額をなるべく見直した中でそれぞれ実績に基づいて減額をさせていただいたようなことでございます。以上です。

○議長（谷口雅人）　　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第41、議案第16号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子）　　予算書の43ページからとなります。議案第16号平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）です。歳入歳出の総額に、それぞれ2,430万7,000円を追加するものです。

歳出につきましては48ページをごらんください。総務費につきましては国保連合会への負担金の確定による減額を行っております。保険給付費、出産育児給付費につきましては実績見込みによる増額をさせていただいております。共同事

業拠出金につきましては、額の確定によりそれぞれの増減を行っております。保険事業につきましては実績見込みにより減額しております。

歳入につきましては47ページからごらんください。主に繰越金で調整させていただいております。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第42、議案第17号 平成26年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） では、予算書の50ページでございます。議案第17号 平成26年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出の総額をそれぞれ52万8,000円減額しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ815万5,000円としております。

まず、歳入についてですが、55ページをごらんください。予算書の55ページです。事業費が確定しましたので、住宅新築資金等償還推進事業に係ります県補助金を4万6,000円減額しております。また、住宅新築資金貸付収入を93万5,000円減額し、宅地取得資金貸付収入につきましては34万2,000円増額しております。これについては決算見込みによるものでございます。また、繰越金を、前年度繰越金ですが11万1,000円計上をしております。

次に、歳出ですが、56ページであります。収入の見込みをもとにしまして、一般会計への繰出金を住宅新築資金貸付事業では92万3,000円減額し、宅地取得資金貸付事業費では34万2,000円増額しております。また、住宅新築資金等償還推進助成事業では、旅費及び負担金を減額しておりますとともに、一般会計への繰出金11万1,000円を、前年度繰越金を財源としまして計上しております。以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第43、議案第18号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長(矢部 整) それでは、予算書の57ページをごらんください。議案第18号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)。

まず、歳出について説明させていただきます。63ページをごらんください。一般管理費では消費税及び地方消費税の予定額の確定によりまして、28万6,000円の増額をしております。施設整備費では智頭テクノパークの下水道管、管路布設工事に係る費用につきまして、設計監理委託料及び工事請負費につきまして、実績の見込みによりまして、9,669万2,000円を減額するものであります。

次に、歳入であります。62ページです。公共下水道事業分担金を100万円、施設の使用料367万1,000円、それぞれ減額しておりますが、これは決算見込みによるものでございます。一般会計繰入金の減9,073万5,000円につきましては、主に施設整備費の減に伴うものであります。以上であります。

○議長(谷口雅人) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第44、議案第19号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)の補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長(矢部 整) それでは予算書の64ページをごらんください。

議案第19号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4

号) であります。

歳入歳出それぞれ11万3,000円を減額しまして、予算の総額をそれぞれ3億9,037万1,000円としております。

71ページの歳出についてですが、一般管理費で管理用車両のリース料、これを契約実績によりまして11万3,000円減額しております。これに伴いまして、歳入では一般会計からの繰出金について同額を減額しております。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第45、議案第20号 平成26年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 予算書の72ページをごらんください。議案第20号平成26年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出予算の総額から379万5,000円を減額して、8,689万円とするものです。

これは保険料の実績見込みの減額に伴って……。失礼しました、78ページをごらんください。歳出のほうですけども、後期高齢者医療広域連合への納付金を379万5,000円の減額としております。これは保険料の実績見込みに伴って減額し、それにその金額を納付するものですので、同じ歳入と歳出の減額となります。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第46、議案第21号 平成26年度智頭町水道事業会計補正予算（第4

号)の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○税務住民課参事兼水道課長(藤森啓次) 議案第21号 平成26年度智頭町水道事業会計補正予算(第4号)について説明をさせていただきます。

まず、収入支出あわせて説明させていただきたいと思います。3ページをごらんください。今回の収入支出、あ、先に収入ですが、テクノパークの工事の完了に伴います金額の確定に伴いまして、工事負担金を減額にしました。あわせて支出のほうも同じく工事請負費を同額の2,766万8,000円、これも工事費の確定によるもので減額をさせていただきました。以上でございます。

○議長(谷口雅人) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第47、議案第22号 平成26年度智頭町病院事業会計補正予算(第2号)の補足説明を求めます。

寺谷病院事務次長。

○病院事務次長(寺谷和幸) 議案第22号 平成26年度智頭町病院事業会計補正予算(第2号)。これにつきましては、結果見込みに基づく補正であります。

まず、ページ数で14ページをごらんください。まず、医業収益ですけれども、入院収益、一般病棟では182人の増、1日当たりになりますと0.5人の増、療養病棟におきましては110人の増、1日当たり0.3名の増。それから、診療単価が一般病棟では600円、療養病棟では300円それぞれ増額ということで、入院収益が7億2,705万8,000円という決算見込みです。次に、外来収益におきましては1,215人の増、単価は200円の増ということで、1日当たり外来におきましては5名の増ということで補正予算をしております。それから、老健収益におきましては292人の増ということで、単価も63円の増、それから、訪問看護収益とここにおきましても患者数121人、単価にしまして100円の増ということで、それぞれ医業収益、老健収益、訪問看護収益のところで収益が増になっております。

それから、支出のほうにおきましては、給与費におきましては手当の増、それから賃金の増ということで、給与費のところは1,900万ほどふえております。

そういう患者の増ということで、経費のほうもふえておりまして、1ページのところにあります病院事業収益のところですけども、総収益が18億7,834万6,000円、病院事業費用は19億45万9,000円ということで、当期純利益はマイナスの2,211万3,000円となります。ただ、病院のところでは減価償却費という現金を伴わない支出もありますので、実質収支でいきますと、2億1,718万8,000円の黒ということになります。

次に、2ページのほうで資本的収入及び支出というところで、資本的収入1億3,192万2,000円、それから資本的支出2億8,248万4,000円ということで、これの実質資金収支、収益的収支と資本的収支で差し引きしまして、実質資金収支でいきますと6,662万6,000円の黒という予算になります。以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

日程第48、議案第46号 工事請負契約の締結についての一部変更についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） そういたしますと、議案書68ページをごらんいただきたいと思います。議案第46号 工事請負契約の締結についての一部変更について。

これにつきましては、平成26年5月19日議決及び同年9月24日変更契約の議決の防災行政無線施設整備工事につきまして、牛臥中継局の基地の撤去でありますとか、大内中継局地盤調査基礎工事のほか、親局の発電機設備の移設変更に伴いまして、工事費などで1,300万6,004円を増額をするものです。3の契約金額中、5億5,771万2,000円を5億7,071万8,440円に改めるものでございます。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第49、議案第47号 工事請負契約の締結についての一部変更についての補足説明を求めます。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 議案第47号 工事請負契約の締結についての一部変更について。

中学校の改築工事に伴います変更契約であります。契約金額中の18億3,313万9,650円を18億3,848万8,890円に改めるものでございます。

内訳といたしましては、主なものいたしまして2期工事に伴いますA棟、すなわち体育館のことでありますけれども、これらの防火用のシャッターを手動から自動のものに変更しております。各2カ所でございます。また、体育館の、当初計画しておりました箱どいというものをスチール製から耐久力のあるステンレス製へ変更しております。あわせてこれに伴いますドレンというものを口径75ミリから100ミリへ変更したものでございます。これにつきましても、スチール製からステンレス製への変更をしたものです。また、仮設として給食用の配膳室を現在設置しておるところでございますが、これらの撤去費用、また体育館に屋外室外機を取りつけておりますけれども、これの防雪パネルを設置するものであります。さらに、中庭への散水栓を設置し、また音楽室におきましては器具庫に換気設備を導入するというので、変更を生じております。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第50、議案第48号 工事請負契約の締結についての一部変更についての補足説明を求めます。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 議案第48号 工事請負契約の締結についての一部変更について。

これは解体工事、中学校の校舎及び管理棟、特別教室棟の解体に関するものであります。契約金額中9,158万4,000円を9,100万1,880円に改めるものであります。

内容といたしましては、校舎内の庭に植栽をしておりました植木等につきまして、新たに造成しました中学校敷地内に移設するようにしておりましたが、これの植栽面積が減少したがゆえに変更することによるものでございます。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第51、議案第49号 工事請負契約の締結についての一部変更についての補足説明を求めます。

上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） それでは、議案書の71ページをごらんください。議案第49号 工事請負契約の締結についての一部変更について。

これにつきましては、智頭温水プールの補助熱源として整備を行っている薪ボイラー施設につきまして、当初、燃料に使用するまきの体積で温水プール側へ供給するエネルギー量を把握する予定としておりましたが、体積当たりの供給熱エネルギーがまきの含水率などにより変動することがわかりましたので、含水率などにかかわらず正確に温水プール側に供給する熱エネルギーを把握することが必要となりました。つきましては、薪ボイラー施設に熱量計を追加設置するように変更し、それに伴い契約金額を5,767万2,000円から71万2,800円増額し、5,838万4,800円に変更するものでございます。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

安藤地域整備課長。

○地域整備課長（安藤充憲） 済みません。先ほどの岸本議員の質問にお答えします。

面積としましては、734.61平米です。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。追加説明ということで、後ほどの説明ということでご理解を願います。

それでは暫時休憩します。

休 憩 午後 4時02分

再 開 午後 4時07分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第40、議案第15号 平成26年度智頭町一般会計補正予算（第8号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第15号 平成26年度智頭町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第41、議案第16号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第16号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第42、議案第17号 平成26年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第17号 平成26年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第43、議案第18号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第18号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予

算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第44、議案第19号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第19号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第45、議案第20号 平成26年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第20号 平成26年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第４６、議案第２１号 平成２６年度智頭町水道事業会計補正予算（第４号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第２１号 平成２６年度智頭町水道事業会計補正予算（第４号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 １１名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第４７、議案第２２号 平成２６年度智頭町病院事業会計補正予算（第２号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第２２号 平成２６年度智頭町病院事業会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 １１名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第４８、議案第４６号 工事請負契約の締結についての一部変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第46号 工事請負契約の締結についての一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第49、議案第47号 工事請負契約の締結についての一部変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第47号 工事請負契約の締結についての一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第50、議案第48号 工事請負契約の締結についての一部変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第48号 工事請負契約の締結についての一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第51、議案第49号 工事請負契約の締結についての一部変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第49号 工事請負契約の締結についての一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第52. 陳情について

○議長(谷口雅人) 日程第52、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。

各委員会審査等のため、3月7日から8日まで及び10日から17日までの10日間休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、3月7日から8日まで及び10日から17日までの10日間休会することに決定しました。

来る3月9日は午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

また、休会中は各委員会を開き、付託案件の審査をお願いします。

3月18日は本会議を開き、各委員長の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 4時18分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成27年3月6日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 岸 本 眞 一 郎

智頭町議会議員 徳 永 英 太 郎